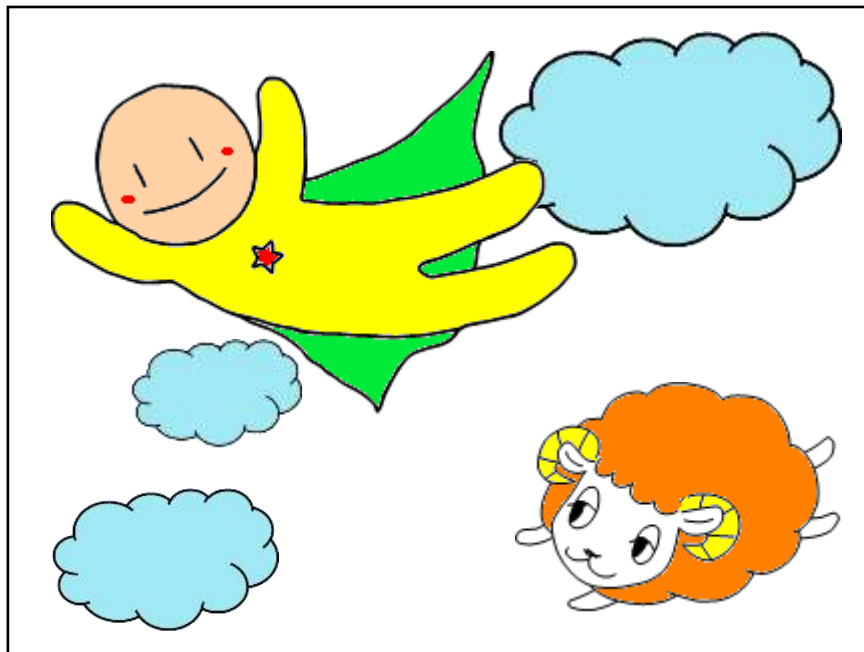


平成29年度(2017年度)

## 志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S(スキッズ)

☆ 表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S(スキッズ)のキャラクター「子どものみかたマン」と「しめえー」です。相談室のカードやチラシにも登場します。



子どものみかたマン



しめえー

## ごあいさつ

平成19年に九州で初めて「子どもの権利条例」を施行した志免町では、同時に子どもを守る制度として「子どもの権利救済委員」を任命し、相談窓口として「子どもの権利相談室」を設置し、昨年度で制度発足10年目、今年度は新たな一年目として活動してまいりました。

この報告書は、主に今年度のスキッズの活動をまとめたものであり、スキッズの活動を支える相談員の方々の一年間の活動報告とも言えます。

志免町子どもの権利条例の前文にあるように、志免町の子ども達が安全で明るい毎日の生活を送れ、自分の意思が尊重されるという当たり前の幸せが、子どもの権利が守られている状態だと思います。そのために救済委員や相談員が少しでもお役に立てれば、という思いで活動してきた状況を報告いたします。

平成30年3月

志免町子どもの権利代表救済委員

安原 伸 人

## 目 次

---

ごあいさつ

### I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯 .....	1
2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（平成 29 年度）.....	3
3 志免町子どもの権利相談室年表 .....	4

### II 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動 .....	9
・29 年度の相談活動の状況	
2 子どもの権利相談室の救済活動 .....	16
・29 年度の救済活動の状況	
3 広報活動 .....	17
4 1 年間の活動概要 .....	19
5 活動を振り返って .....	39
子どもの権利代表救済委員 安原 伸人	
子どもの権利救済委員 調 優子	
子どもの権利救済委員 圓入 智仁	

### 資料

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 1</span> 志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・	47
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 2</span> 出張スキッズチラシ .....	50
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> 「SK <sup>2</sup> S スキッズ便り」17号・18号	

## I 相談及び救済体制

### 1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度から、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度からは志免町子どもの権利条例制定委員会を発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文の中で、唯一具体的な施策を規定しており、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが子どもの権利救済委員の条文です。条例の第 2 章では子どものもつ様々な権利を挙げています。中でも第 7 条に規定される、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく三つの特徴があります。一つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きをひとつの機関で対応されるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっては子どもにとって最善の方法とはいえなくなるため、権利侵害を行った側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となりますが、勧告や是正要請の権限があることに大きな意義があります。

二つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見をまだ言うことができない低年齢児については、保護者などが代弁する方法をとることができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれて

おり、一つの部署で完結できていないのが現状です。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか分かりづらいという点もあります。そこで、18歳未満のすべての子どもを一つの機関で対象とするのは相談者からすれば分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

三つ目は、救済委員が独立した公的第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないことで、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の三点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

## 2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要(平成 29 年度)

### ●子どもの権利救済委員

平成 28 年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決、4 月委嘱状交付

子どもの権利代表救済委員	安原 伸人	安原・松村・安孫子法律事務所 弁護士
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころとそだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	圓入 智仁	中村学園大学准教授

### ●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

大串 富士子	平成 27 年 4 月～
板井 和子	平成 28 年 4 月～
高津 道子	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
永田 智子	平成 30 年 2 月～

### ●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト施設内

### ●開室日時

火・木曜日：13 時～19 時 土曜日：10 時～17 時

### ●広報活動日

水曜日：10 時～17 時

### ●相談体制

相談員 3 名のうち原則として 2 名となるようローテーション

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告


救済委員は適宜交代で相談室にて業務

毎月 1 回子どもの権利救済委員会議を開催

### ●事務局：志免町子育て支援課

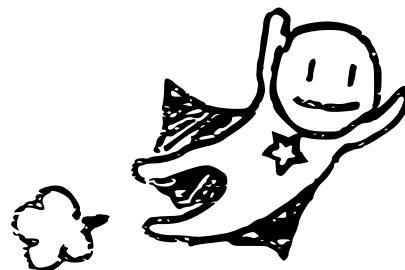
### 3 志免町子どもの権利相談室 年表



<p>2007年度 (平成十九年度)</p>	<p>4月  7月  10月 11月</p>	<p>志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加 (愛知県高浜市) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：自己発意による調査・調整 1件</b></p>
<p>2008年度 (平成二十年度)</p>	<p>6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月</p>	<p>志免町子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加 (東京都世田谷区) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安原救済委員) 人権教育学習講演 (安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキッズに決定 相談目的でなくても来室可能とする</p> 
<p>2009年度 (平成二十一年度)</p>	<p>5月 6月 7月 9月 12月 1月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告 (調救済委員) スキッズだより 1号配布 全国自治体シンポジウム参加 (北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) スキッズだより 2号配布 人権教育学習講演 (安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (調救済委員)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：救済申立て 7件</b></p>

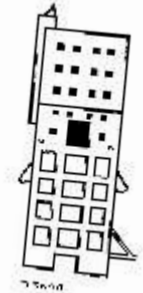


<p>2010年度 (平成二十二年 度)</p>	<p>5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&amp;座談会開催 (安部救済委員) スキッズ便り 3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加 (石川県白山市) スキッズ便り 4号配布 ミニ講座&amp;座談会開催 (調救済委員) 人権教育学習講演 (安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安部救済委員)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：自己発意による調整 1件</b></p>
<p>2011年度 (平成二十三 年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安原救済委員) スキッズだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) 町内小中学校訪問(安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(大阪府泉南市) 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキッズだより 6号配布 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p>

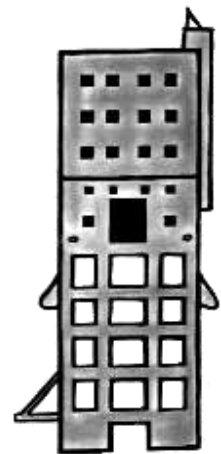


2012年度 (平成二十四年度)	5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安部救済委員) スキッズだより 7号配布 町内小学校訪問 (調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員・相談員) 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキッズだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加 (事務局・相談員) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員)  <p style="text-align: center;"><b>救済活動：依頼に基づく調整 1件</b></p>
2013年度 (平成二十五年度)	5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月	シーメイトこどもまつりに参加 スキッズだより 9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問 (調救済委員・相談員) 全国自治体シンポジウム参加(長野県松本市)調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキッズ開始 (月1回) 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員) スキッズだより 10号配布 (小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演 (安部救済員) フォーラム第4分科会会議参加 (調救済委員・事務局・相談員)  <p style="text-align: center;"><b>救済活動：救済申立て 1件</b></p>



2014年度 (平成二十六年)	<p>4月 志免西小学校出張スキッズ (月1回)</p> <p>5月 シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>5~6月 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)</p> <p>7月 スキッズだより11号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>市民フォーラム交流会参加 (安原救済委員・事務局・相談員)</p> <p>7~8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・西・南小学校)</p> <p>子どもの権利委員会に出席・報告(安原救済委員・調救済委員)</p> <p>9月 中学生アンケート実施</p> <p>ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加 (事務局・相談員)</p> <p>筑前町による視察 (事務局・相談室)</p> <p>全国自治体シンポジウム(青森市)参加 (事務局)</p> <p>10月 武蔵野市による視察 (事務局・相談室)</p> <p>那珂川町による視察 (事務局・相談室)</p> <p>11月 子どもの権利フェスタ 2014 参加</p> <p>福岡県知事のスキッズ来室 (ふるさと訪問として)</p> <p>12月 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員・相談員)</p> <p>人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p> <p>1月 スキッズだより12号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>2月 毎日新聞取材 (事務局・相談員)</p> <p>3月 福岡県人権教育研修会に報告者として参加 (調救済委員・事務局)</p> <p>福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：相談に基づく関係機関との連携 1件</b></p>	
2015年度 (平成二十七年)	<p>5月 シーメイトこどもまつりに参加</p> <p>志免西小学校出張スキッズ (月1回)</p> <p>新潟県阿賀野市視察 (事務局対応)</p> <p>6月 福岡市議員視察 (事務局対応)</p> <p>6~7月 町内学校訪問 (調救済委員・相談員)</p> <p>7月 スキッズだより13号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>7~8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動</p> <p>9月 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員)</p> <p>中学生アンケート実施</p> <p>福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p>10月 全国自治体シンポジウム 2015 西東京に参加 (安原・調救済委員・事務局・相談員)</p> <p>11月 子どもの権利フェスタ 2015 参加</p> <p>12月 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p> <p>ユニセフ協会視察 (事務局対応)</p> <p>市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加 (事務局)</p> <p>スキッズだより14号配布 (小中学校・町内回覧)</p> <p>1月 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)</p> <p style="text-align: center;"><b>救済活動：相談に基づく関係機関との連携 1件</b></p>	

2016 度 (平成二十八年度)	5月	シーメイトこどもまつりに参加
	6月	志免西小学校出張スキップ (月1回)
	7月	スキップだより 15号配布 (小中学校・町内回覧) 子どもの権利委員会に出席・報告 (安原救済委員) 審議会等委員の会セミナーメイト視察 (事務局対応)
	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・志免西・志免南・志免東小学校)
	9月	「志免町子どもの権利条例」研修会 (相談員) 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加 (相談員)
	10月	全国自治体シンポジウム 2016 (宝塚市) に参加 (圓入救済委員・事務局・相談員)
	11月	子どもの権利フェスタ 2016 参加
	11~12月	人権教育学習講演 (志免東・志免中学校1年生対象・安原・圓入救済委員)
	12月	スキップだより 16号配布 (小中学校・町内回覧)
	3月	シーメイト消防訓練参加 (相談員)

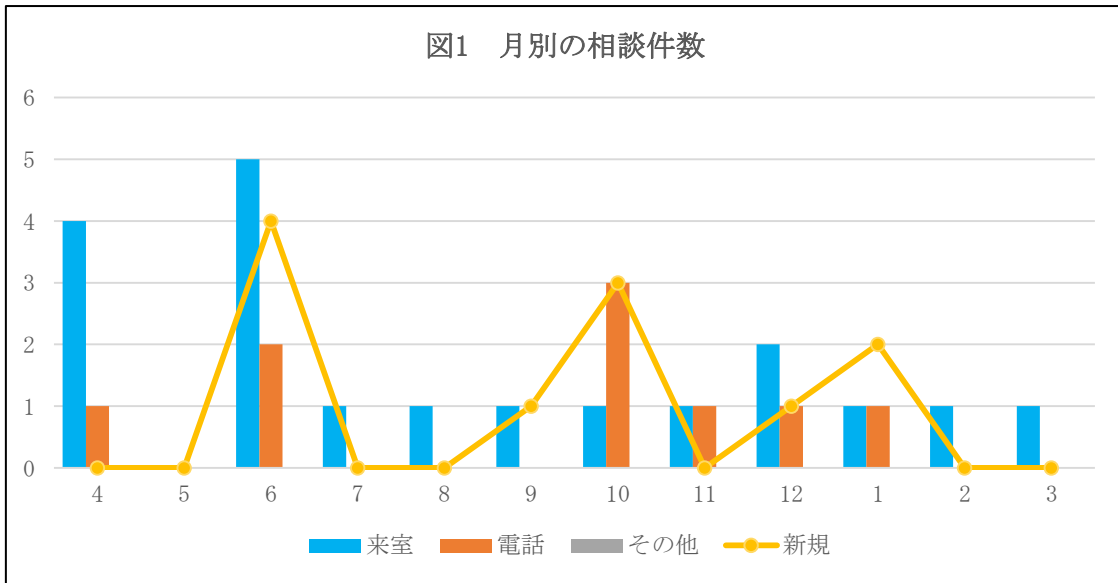


## II 活動報告

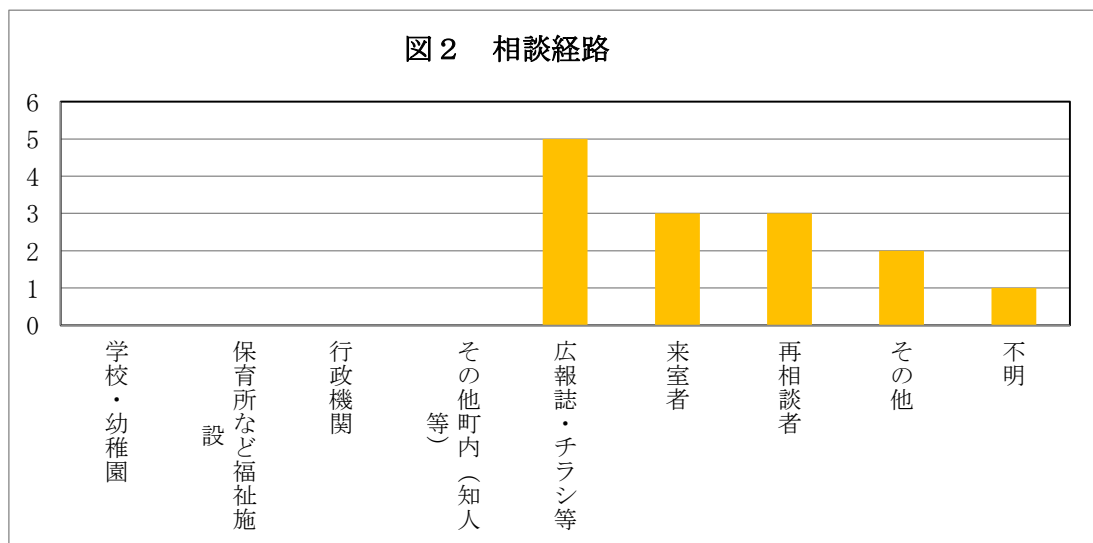
### 1 子どもの権利相談室の相談活動

#### 平成 29 年度の相談活動の状況

平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までに、志免町子どもの権利相談室によせられた相談は延べ 28 件で、その内 新規の相談は 11 件、継続の相談は 17 件でした。【図 1】

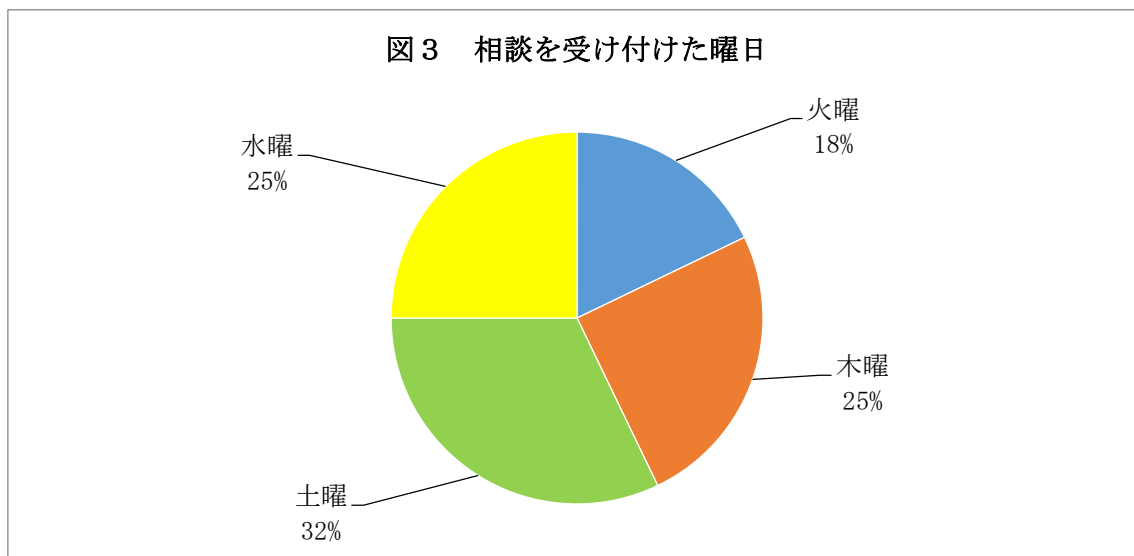


相談経路として、広報誌・チラシ等を見てと言う人の割合が多くなっています。【図 2】

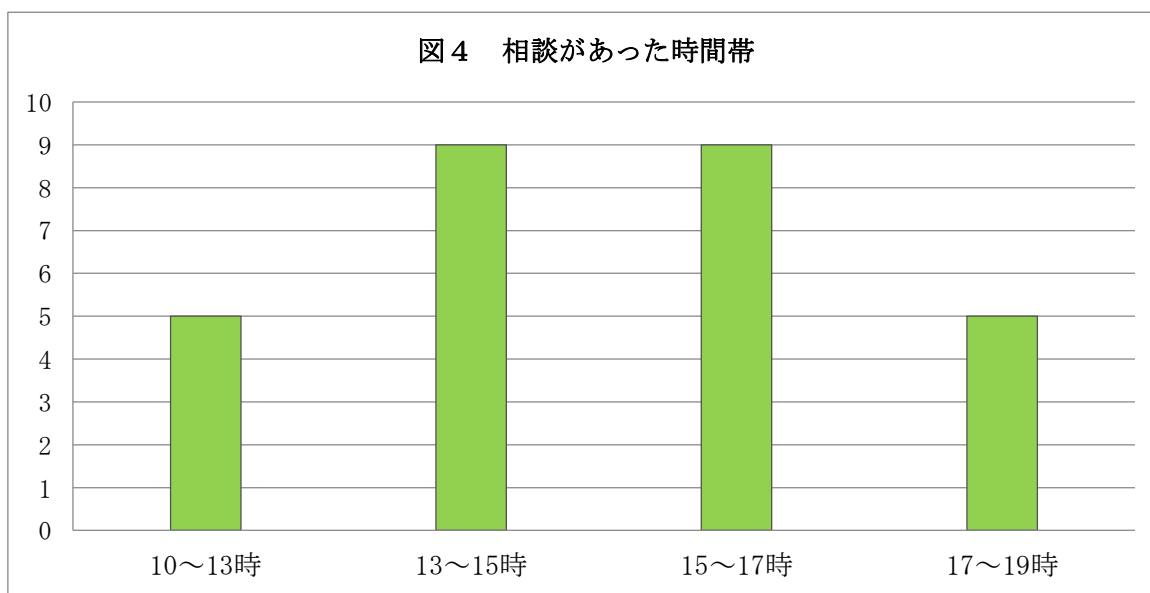


\*来室者：日頃から相談以外の目的で相談室に来ている子ども (P14 【図 13】 参照)

相談を受け付けた曜日は、全体の 28 件のうち土曜日が 9 件 (32%)、木曜日が 7 件 (25%)、火曜日が 5 件 (18%) となっています。水曜日の広報活動日に 7 件 (25%) の相談がありました。【図 3】

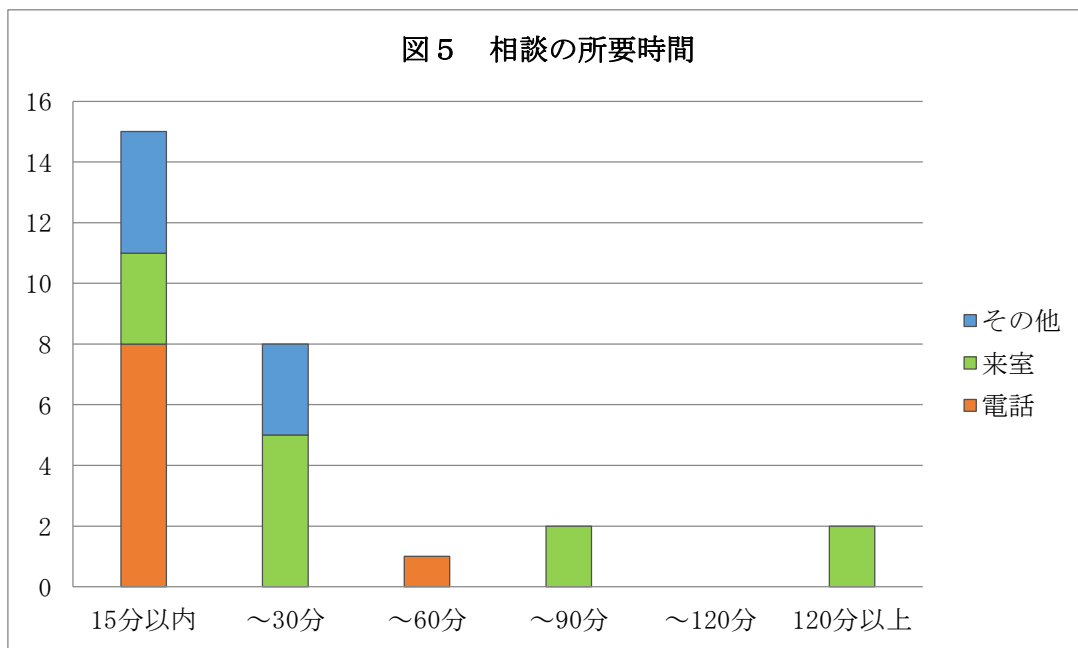


相談があった時間帯は、13 時～15 時が 9 件、15 時～17 時 9 件、17 時～19 時が 5 件、10 時～13 時が 5 件となっています。保護者からの相談の場合、子どもが学校に行っている時間帯が多くなっています。【図 4】

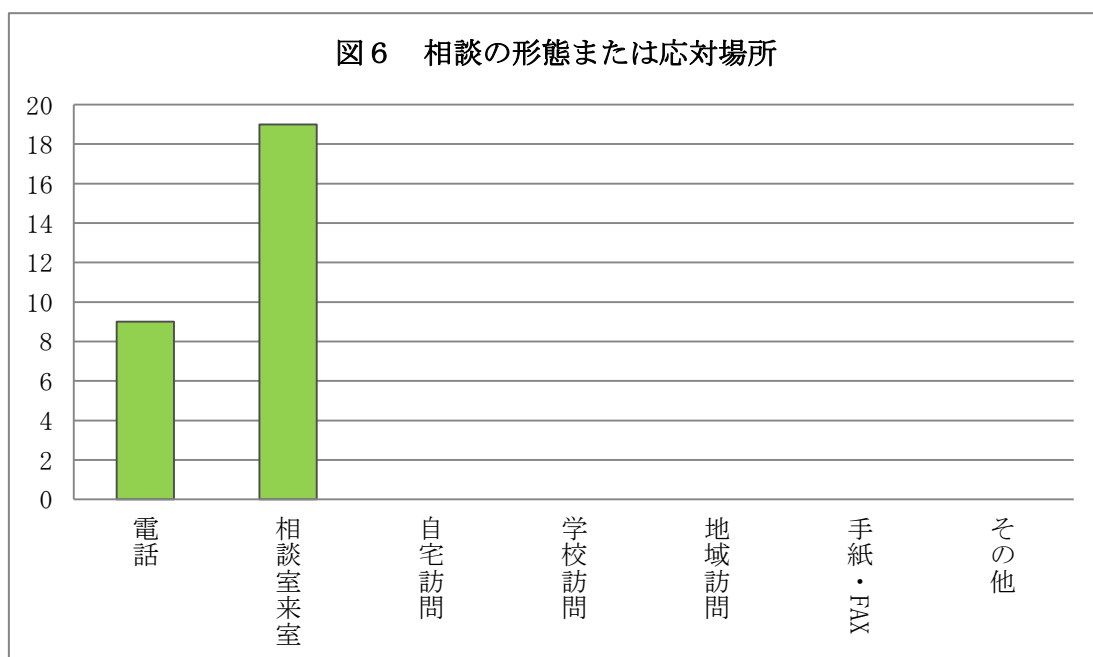


\* 志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なり、火・木曜日は 13 時～19 時、土曜日は 10 時～17 時となっています。

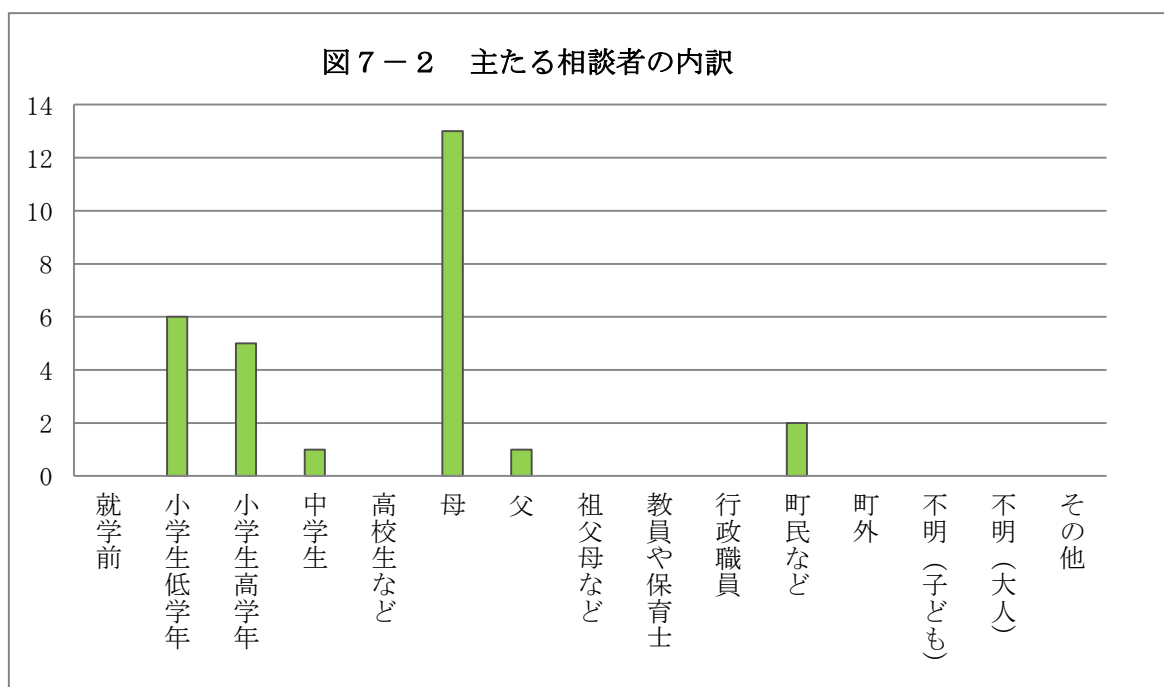
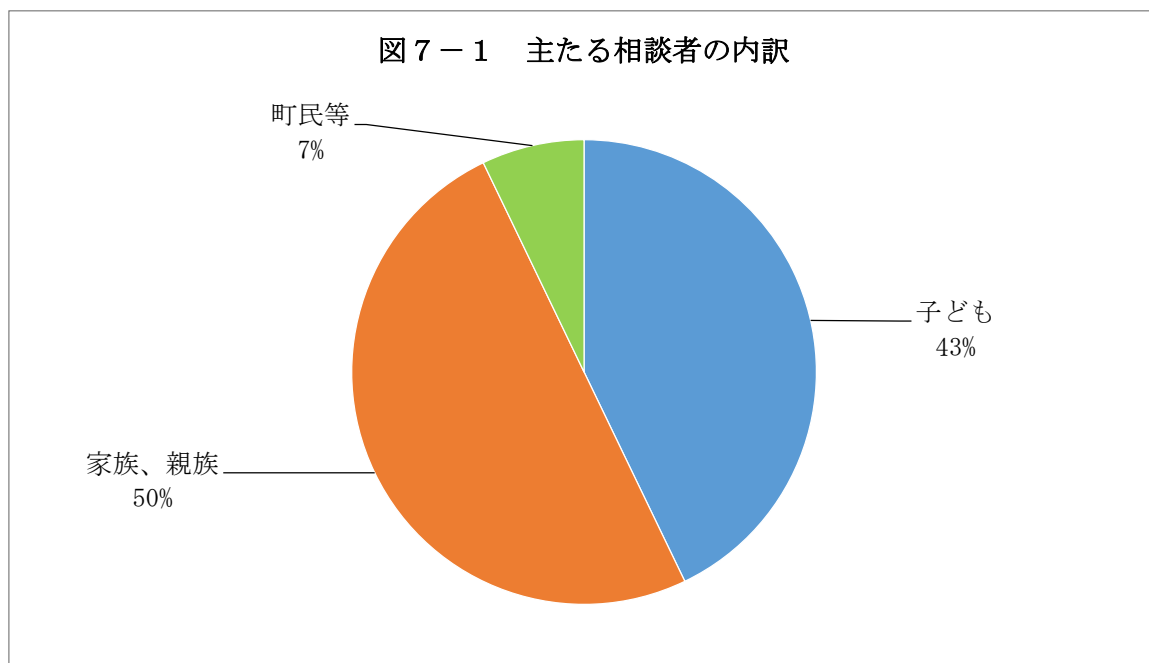
1回の相談時間は、「15分以内」が15件で、電話による相談が多く、「15～30分以内」が8件で、来室での相談の方が時間を要する場合があります。【図5】



相談の形態または対応場所については、来室による相談19件、電話相談9件でした。  
 (来室による相談の中には、出張スキップの相談も含まれています。)【図6】

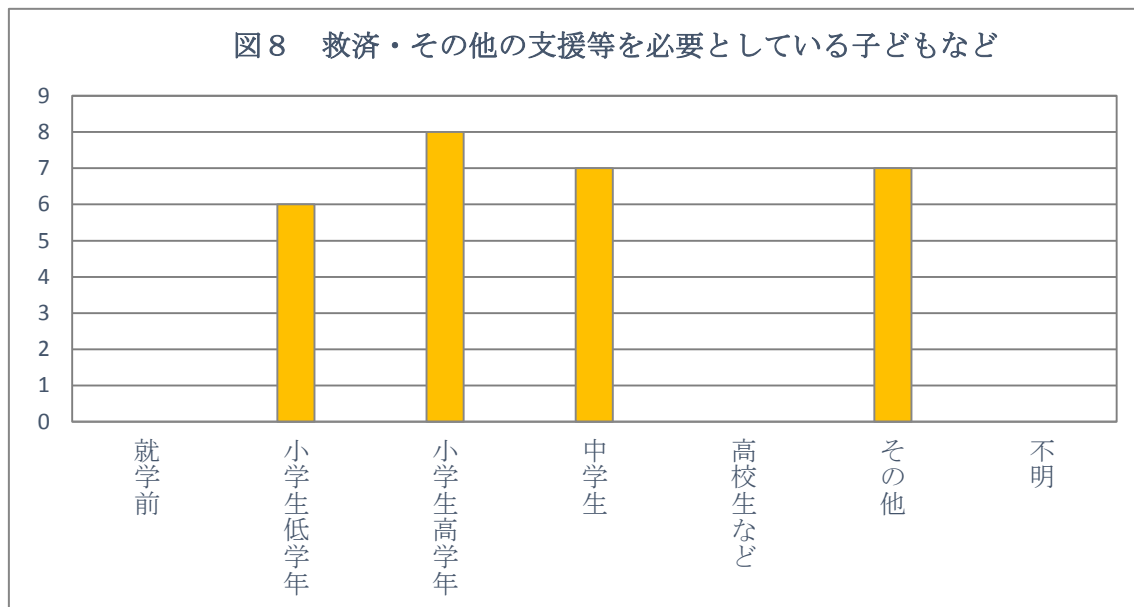


主たる相談者の内訳は、家族・親族(主に母親)からの相談が 14 件、子どもからの相談が 12 件でした。【図 7-1、7-2】

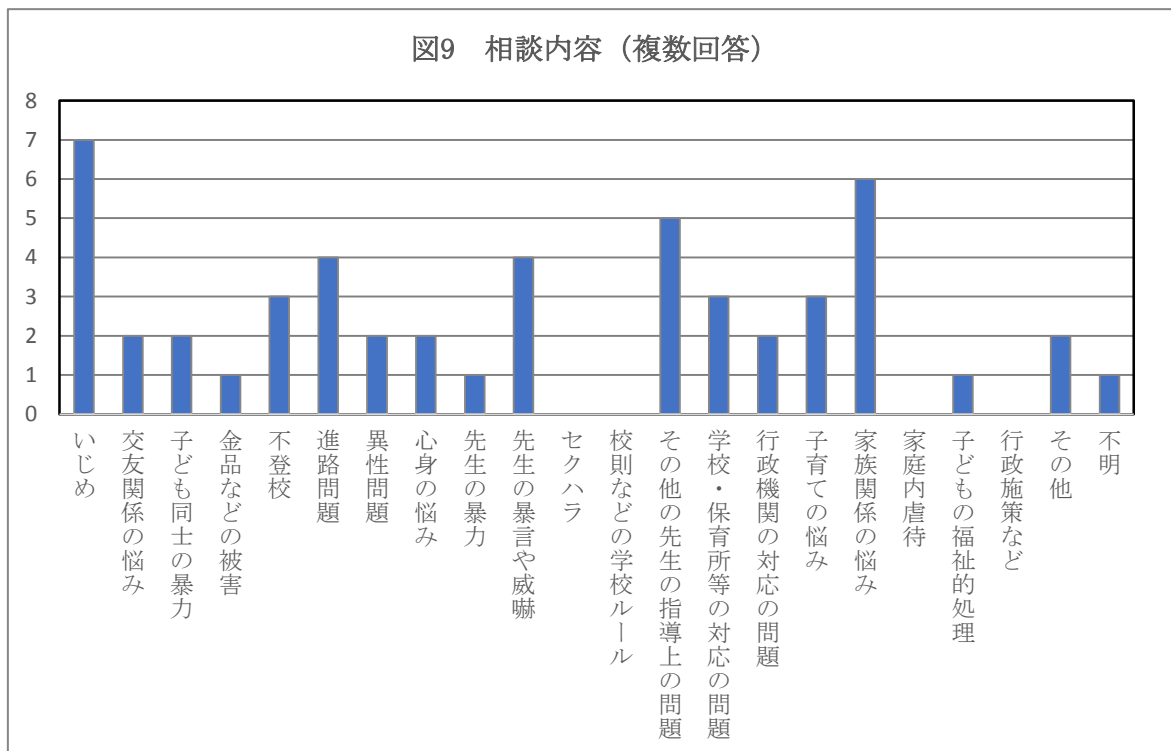




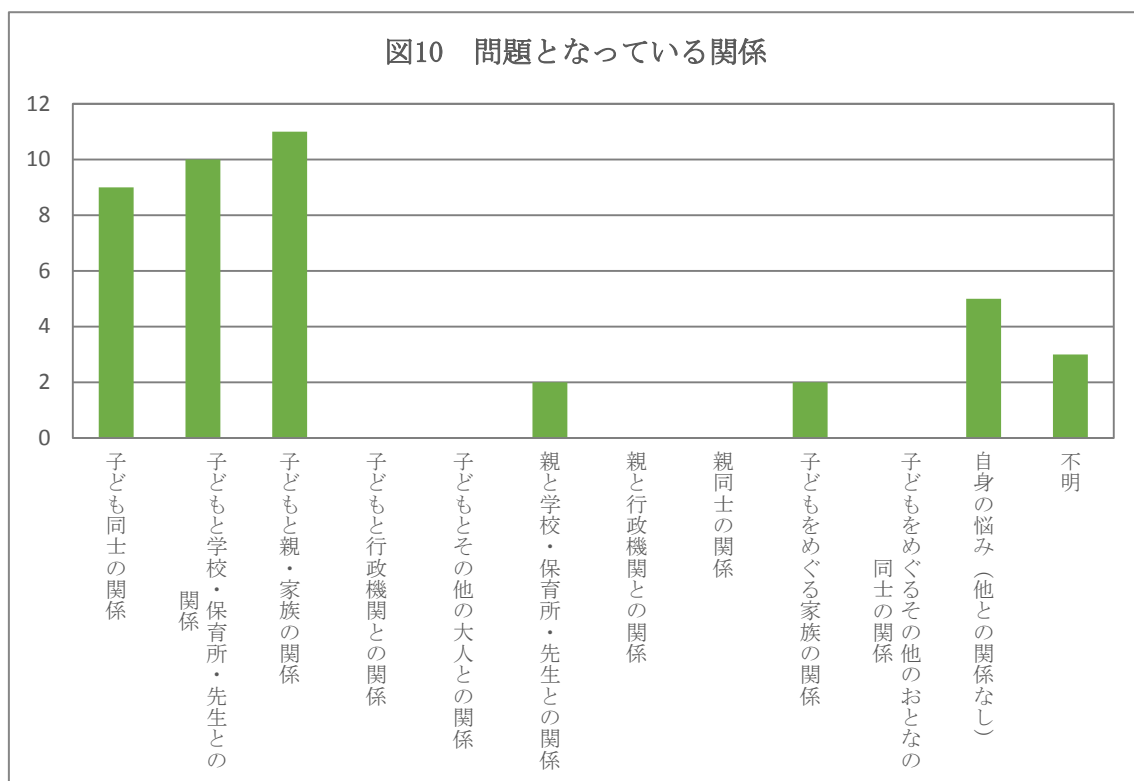
今年度よせられた相談において、救済・その他の支援を必要としている子どもなどは、「小学生低学年」が6件、「小学生高学年」が8件、「中学生」が7件、「その他」が7件となっています。【図8】



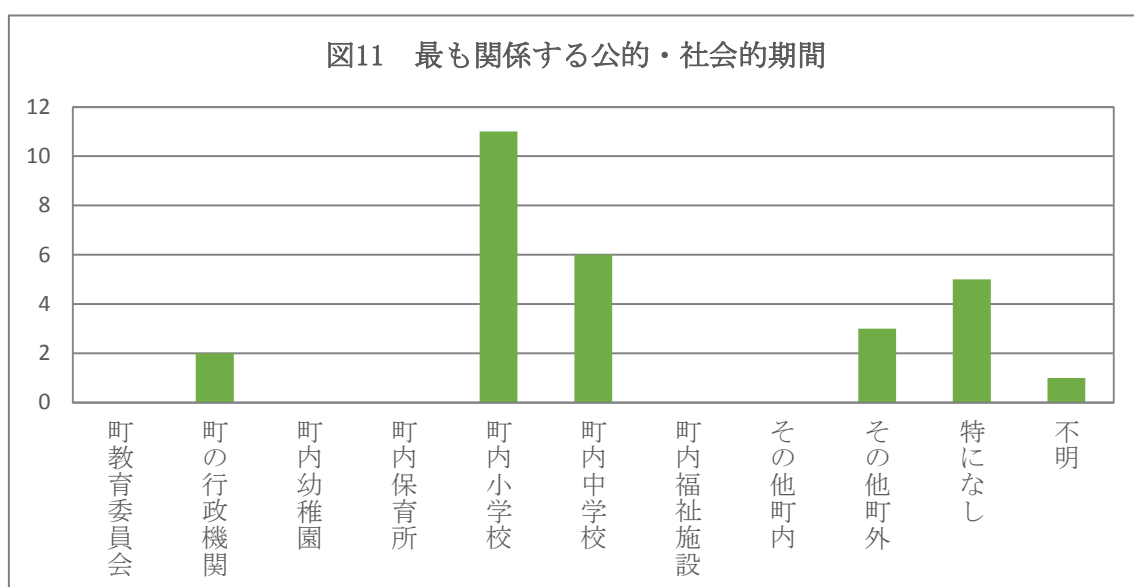
相談内容では、28年度は「いじめ」が2件、「家族関係の悩み」4件、「先生の暴言や威嚇」が3件でした。29年度は「いじめ」が7件、「家族関係の悩み」6件、「先生の暴言や威嚇」が4件と、前年度と比較して増加しています。【図9】



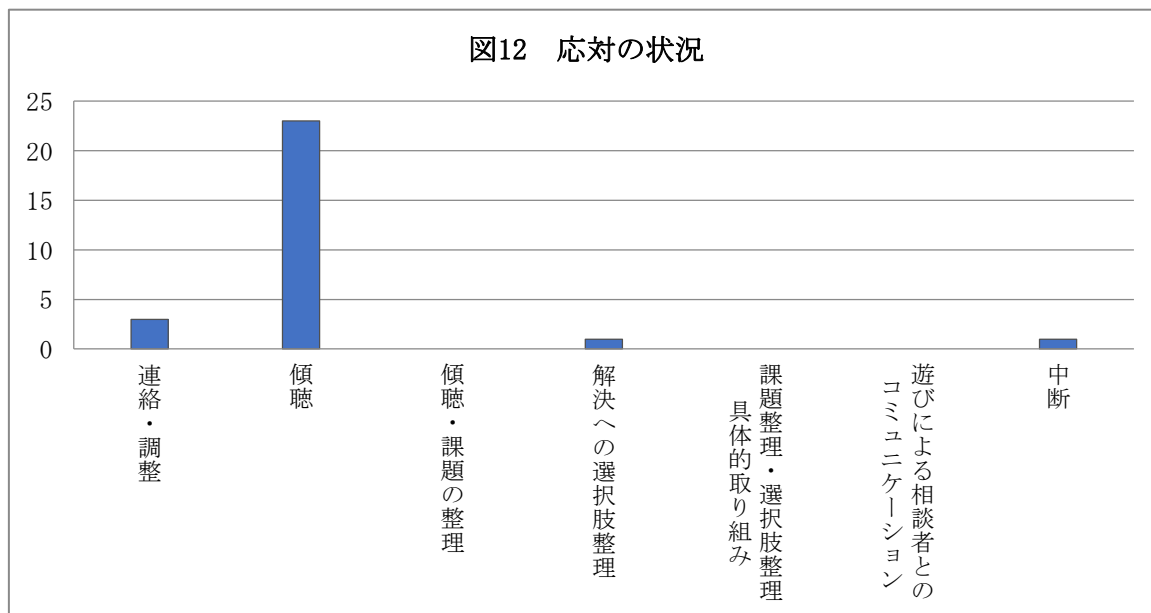
相談者の訴えをもとに問題となっている関係を見ると、「子どもと親・家族の関係」「子どもと学校・保育所・先生との関係」「子ども同士の関係」についての訴えが多いようです。【図 10】



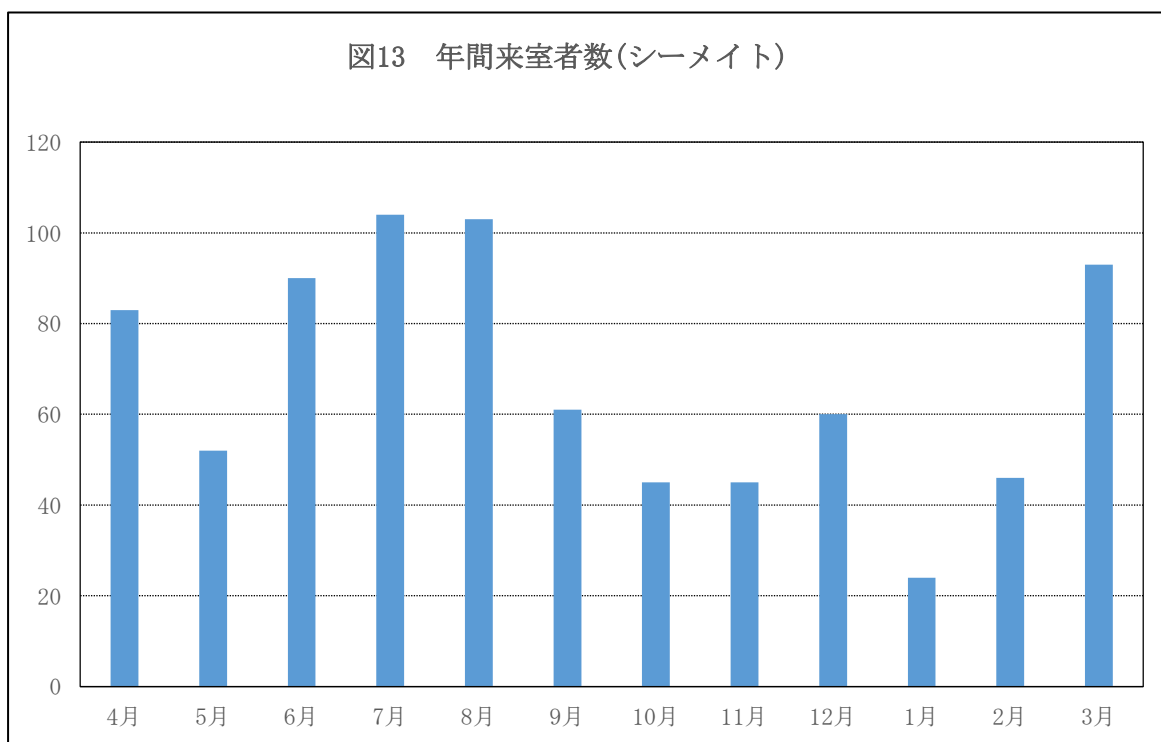
相談事項に最も関係すると考えられる機関で多いのは、「町内小学校」が 11 件、「町内中学校」が 6 件でした。「特になし」 5 件は継続的な複数回の相談が含まれています。【図 11】



対応の状況で、「傾聴」が多いことは例年通りでした。その中にはじっくりと話を聴くこと、一緒に考えること、ニーズに応じた情報提供しているものも含まれています。相談者に寄り添った対応をしています。【図 12】



相談室には、相談以外にも1年間で延べ806人の子どもが来室しました。【図 13】  
(内容については、p 32 コラムを参照)

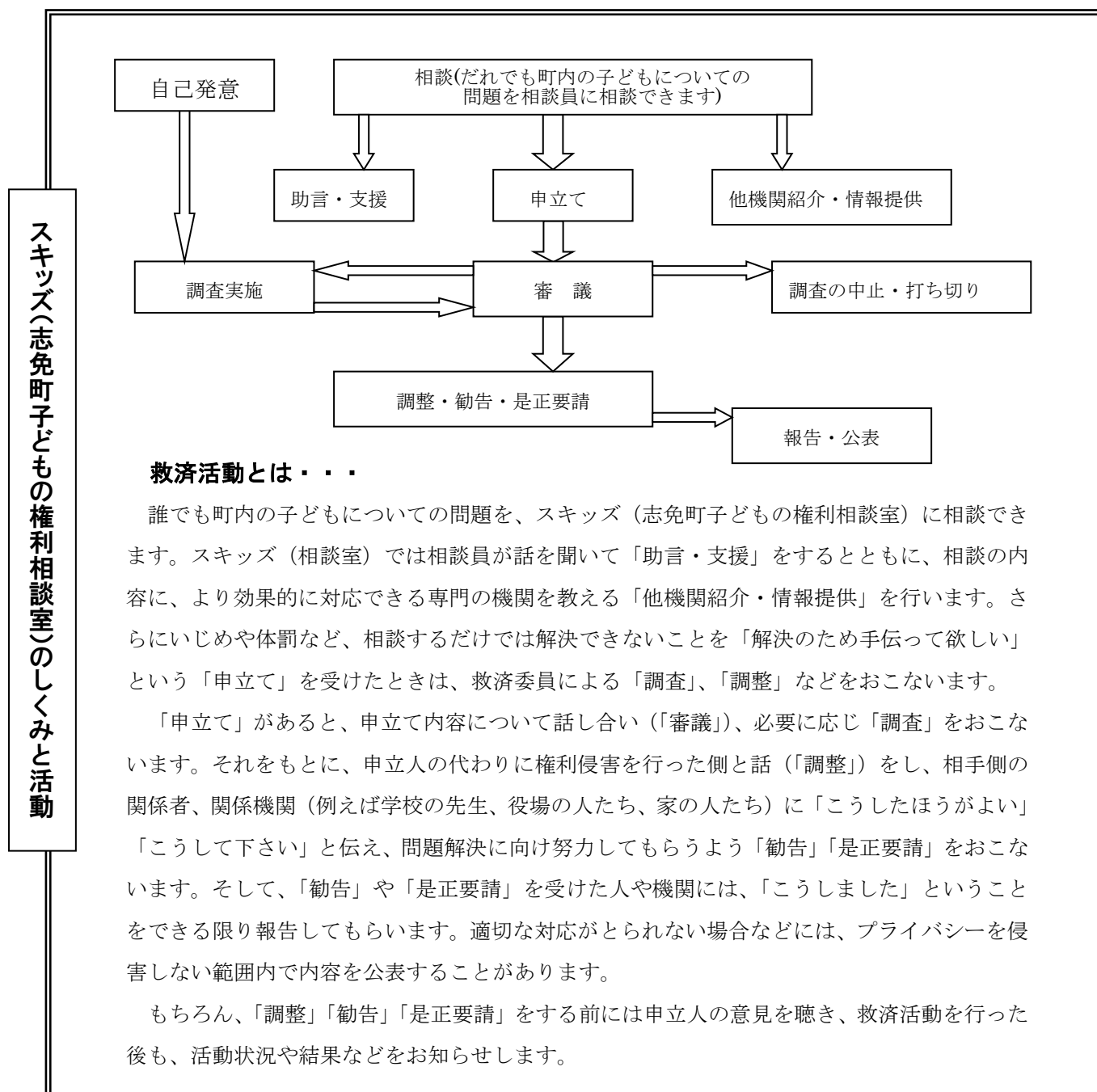


## 2 スキッズ（志免町子どもの権利相談室）の救済活動

### (1) 平成 29 年度の救済活動の状況

今年度は、申し立てによる救済活動はありませんが、相談に基づき、調整の一環として、救済委員による中学校訪問を行いました。

### (2) スキッズ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動



### 3 広報活動

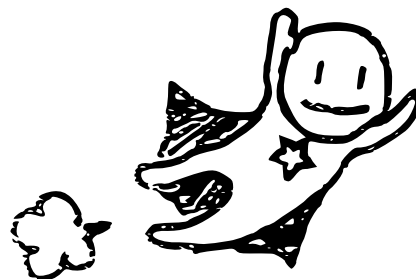
志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうため、カードやチラシの配布を行っています。全児童生徒にスキッズ便りと一緒にカードを配ったり、中学生アンケートにチラシを付けて配ったりしています。本年度は、町内の図書館以外に、町内の保育園や幼稚園、小児科等、子どもが行きそうな場所にも置かせていただきました。

今年度行われた色々なイベントや啓発活動で、パンフレットやカードなどを配布しました（4. 1年間の活動概要を参照）。



左から

- ・条例リーフレット
- ・クリアファイル



左から

- ・スキッズ Q&A
- ・チラシ（低学年用）
- ・チラシ（中学生用）

中央下

- ・カード



【イベントなどでの配布】

配布先・配布場所	配布月	カード	条例 リーフレット	チラシ 中高生用	チラシ 低学年用	小冊子 Q&A	クリアファイル	条例冊子	スキップ 便り
小学校入学児童	4月		645				645		
新人職員研修	4月		5					5	
教職員新転任者 研修	4月							35	
菰野町視察	5月	15	15					15	
子育て支援課 健診用	5月				200				
子育て支援課	7月								50
同和講演会	7月		600						
町内夏祭り	7月								
スキップだより小中学校 に配布	7月	5,121							5,121
町内回覧	7月								1,692
子育て支援課	7月								50
チャレンジ広場	7.8月				230				
全国自治体 シンポジウム	9月	100	60					60	
中学生アンケート	9月			1,422					
子どもの権利フェスタ	11月	110						110	
志免町文化祭	11月	62							
福岡県女性議員への 講演	11月							70	
人権を尊重する町民 の集い	12月		600			10			
リリーフへ訪問	12月			50	50				
スキップだより小中学校 に配布	12月								5,121
子育て支援課	12月								20
町内回覧	12月								1,692
保育園等	1月	1,670			1,520				
中学卒業生	3月			489			489		
図書館	随時	175			16				20
スキップドア前 シーメイト内各所	随時				58				55
子育て支援センター	随時	70							30
来室者	随時	2			2				
西小出張スキップ	月1回 年9回分	114			48				54
合計		7,439	1,925	1,961	2,124	10	1,134	295	13,905

※ 文化祭・フェスタ・人権の集い ステッカー 450、ピンバッジ 250

#### 4 1年間の活動概要

月	日	活 動 内 容
4	4	第1回救済委員会議
	7	新規採用職員向け子どもの権利条例研修（事務局）
	12	小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布
	27	校長会出席（調救済員）
5	2	第2回救済委員会議
	5	シーメイトこどもまつりに参加 ※(1)
	10	西小チラシ配布
6	6	第3回救済委員会議
	7	志免西小学校 第1回出張スキッツ ※(2)
	21	全国子ども福祉センター：ユースの自立支援を考えるシンポジウム（安原救済委員・調救済委員）
7	4	第4回救済委員会議
	5	志免西小学校 第2回出張スキッツ
	12	スキッツだより17号, カード配布（全小中学校、町内回覧）
	26	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央小・志免西小学校） ※(3)
8	2	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免東小学校・志免南小学校） ※(3)
	2	第5回救済委員会議
	24	福岡市町村等児童相談関係職員研修（12月8日までの計5回） ※(4)
	29	子どもの権利委員会（調救済委員・圓入救済委員）
	30	中学生アンケート実施、パンフレット配布（全中学校） ※(5)
9	5	第6回救済委員会議
	6	志免西小学校 第3回出張スキッツ
	13	中学生アンケート回収（志免中9/20・志免東中9/13）
	19	シーメイト消防訓練参加（相談員）
	29	全国自治体シンポジウム（越前市）（9/29～10/1） ※(6) 安原救済委員、圓入救済委員、事務局

月	日	活 動 内 容
10	11	志免西小学校 第4回出張スキッズ
	12	第7回救済委員会議
	27	町内保育園・幼稚園職員向け子どもの権利条例研修（事務局）
11	5	志免町文化祭（相談員・事務局） ※(7)
	8	志免西小学校 第5回出張スキッズ
	9	第8回救済委員会議
	14	志免中学校訪問（安原救済委員、調救済委員、圓入救済委員）
	19	志免町子どもの権利フェスタ 2017 参加（相談員・事務局） ※(8)
12	1	「志免町人権のつどい」にて子どもの権利条例の啓発（事務局）
	6	志免西小学校 第6回出張スキッズ
	13	第9回救済委員会議
	20	スキッズだより18号配布（全小中学校、町内回覧）
1	17	志免西小学校 第7回出張スキッズ
	17	第10回救済委員会議
2	7	志免西小学校 第8回出張スキッズ
	15	第11回救済委員会議
	28	クリアファイル・パンフレット配布（中学校卒業生）
3	7	志免西小学校 第9回出張スキッズ
	7	第12回救済委員会議

※(1)・・・ 36 ページ参照

※(2)・・・ 34 ページ参照

※(3)・・・ 36 ページ参照

※(4)・・・ 35 ページ参照

※(5)・・・ 21 ページ参照

※(6)・・・ 37 ページ参照

※(7)・・・ 38 ページ参照

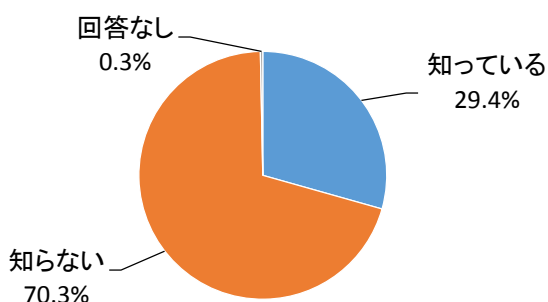
※(8)・・・ 33、38 ページ参照



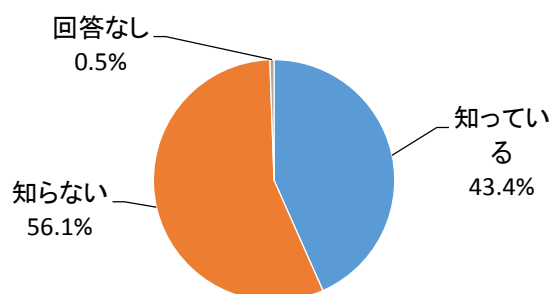
(1) 志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート実施

今年度も志免町内中学生全員（1273名）に「子どもの権利」に関するアンケートを9月に実施しました。志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうか等を調査しました。悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室に相談したいと思うか、その理由なども記入してもらいました。（※質問4～質問8までは、質問3で「知っている」と回答した人のみに回答してもらいました。）

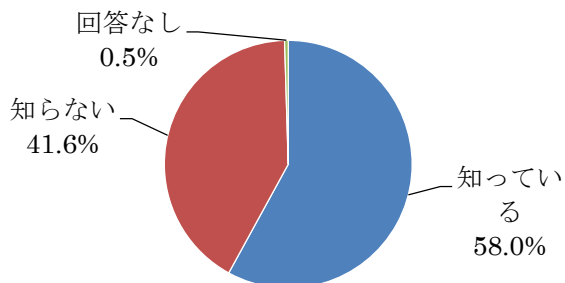
質問1: 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



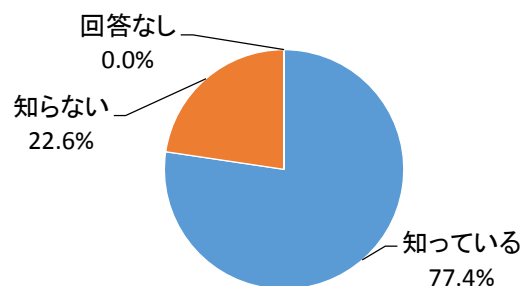
質問2: 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



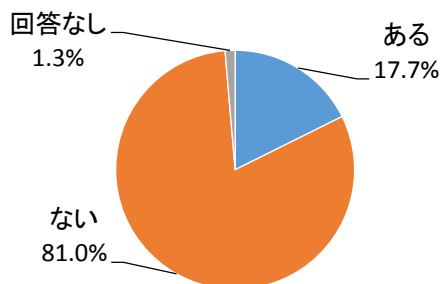
質問3: 「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)」を知っていますか？



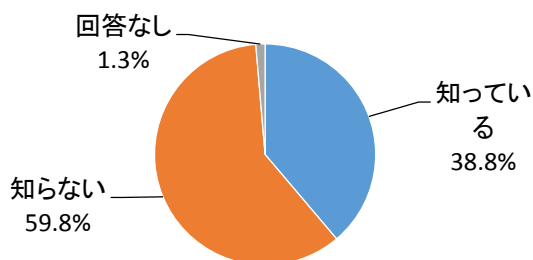
質問4: 相談室SK²S(スキッズ)がシーメイトの中にあるのを知っていますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



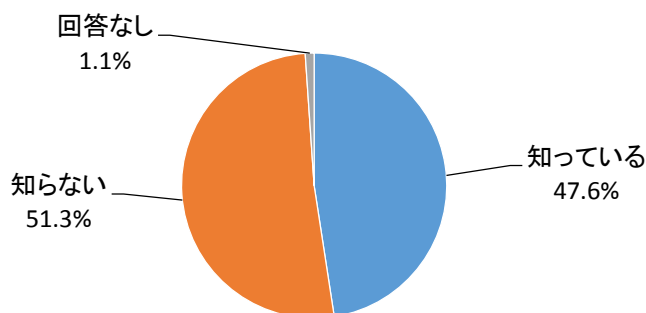
質問5: シーメイトの相談室SK²S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



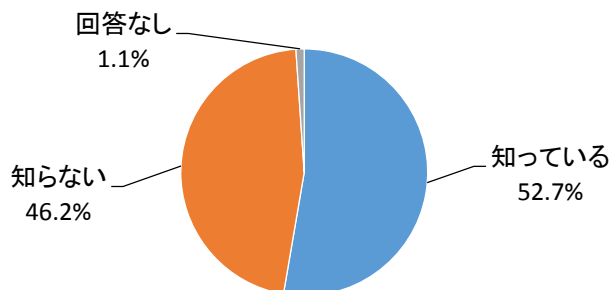
質問6: 相談室SK²Sは、名前を言わずに相談できることを知っていますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



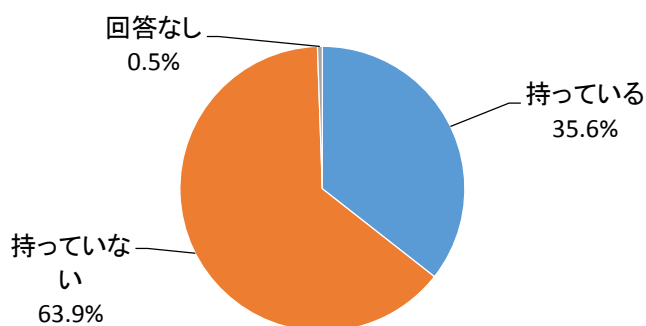
質問7: 相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話で相談できることを知っていますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



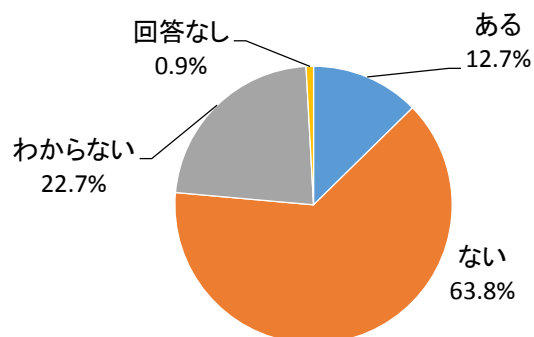
質問8: 相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)には救済制度(困って、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？  
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



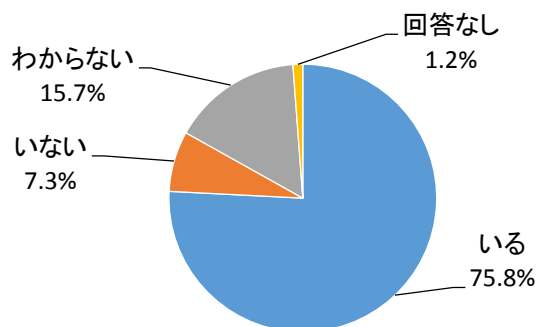
質問9: 相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)が配布している相談室のカードを持っていますか？(ここから全員)



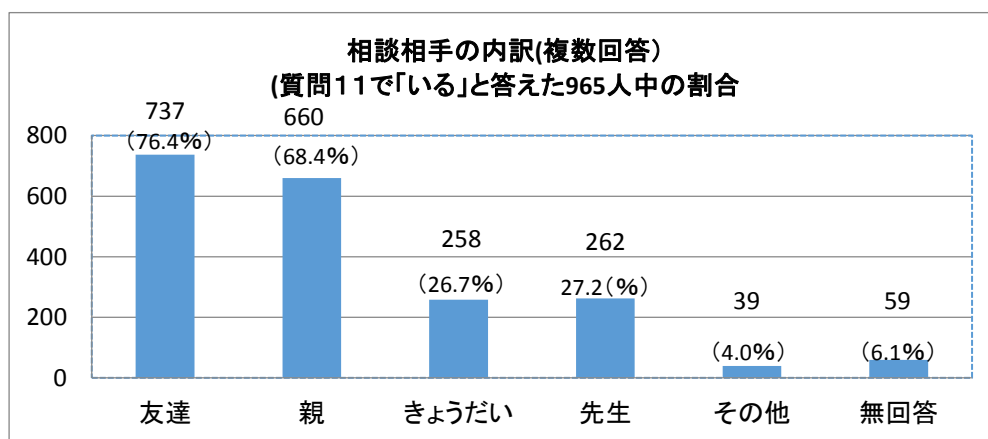
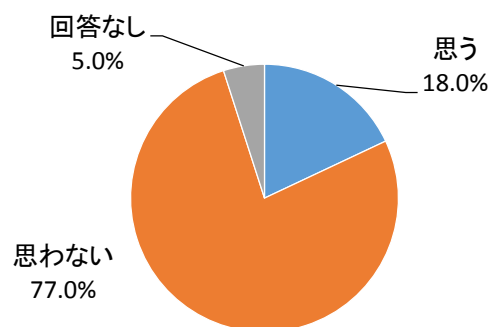
質問10: あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



質問11: あなたが悩んだり困ったりしている時に相談できる人がいますか？



質問12: もし悩みがあるときは相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



## ※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケートを取って、10年目になります。以下の項目にご注目ください。

### (質問1・質問3)

「知っている」「聞いたことはある」という項目は意味が重複するということで、平成23年度より「聞いたことはある」という項目を削除しています。

### (質問1・2・4・5・6・7・8)

平成23年度以降劇的な変化はみられません。

### (質問3)

スキッツを知っているという人が徐々に増えてきています。

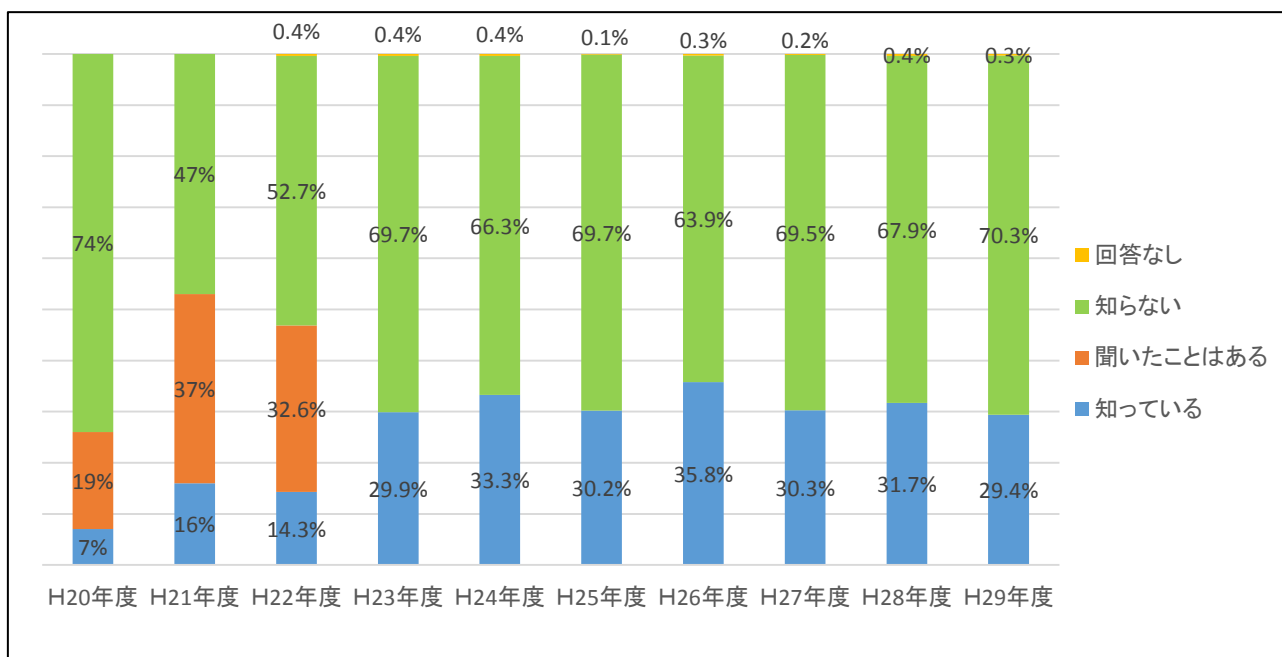
### (質問9・質問10)

「悩みや困ったことがある」という質問については、劇的な変化はみられません。

### (質問12)

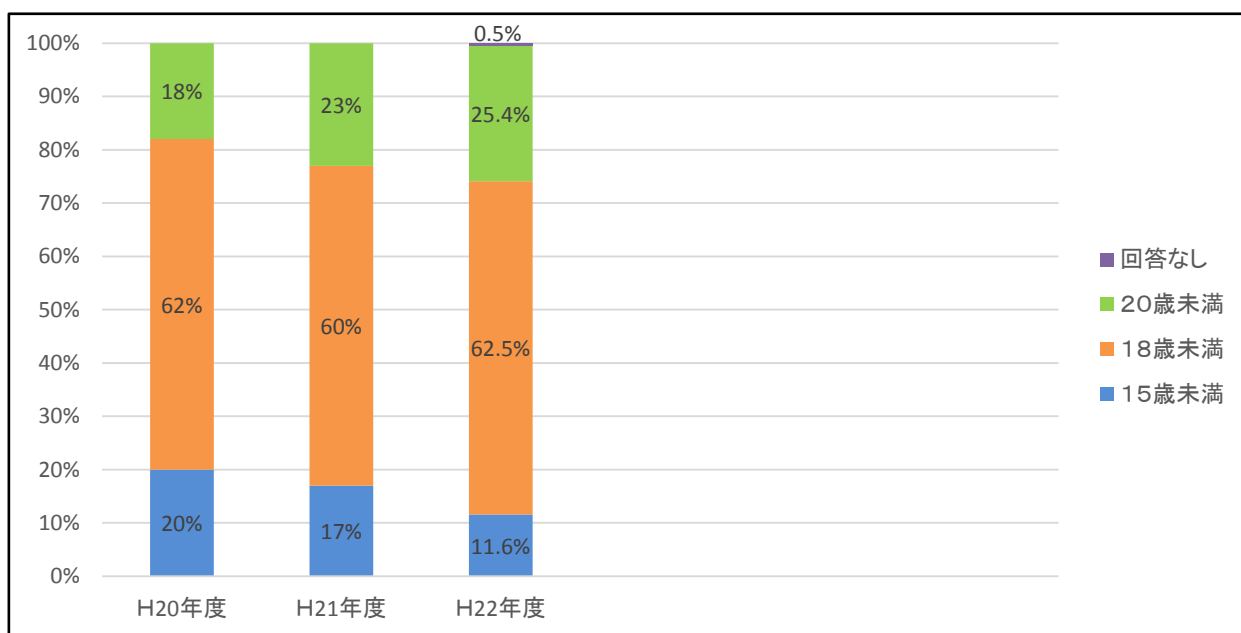
「スキッツに相談しようと思う」という人は、シーメイトに移転後に増えていきます。

## 1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



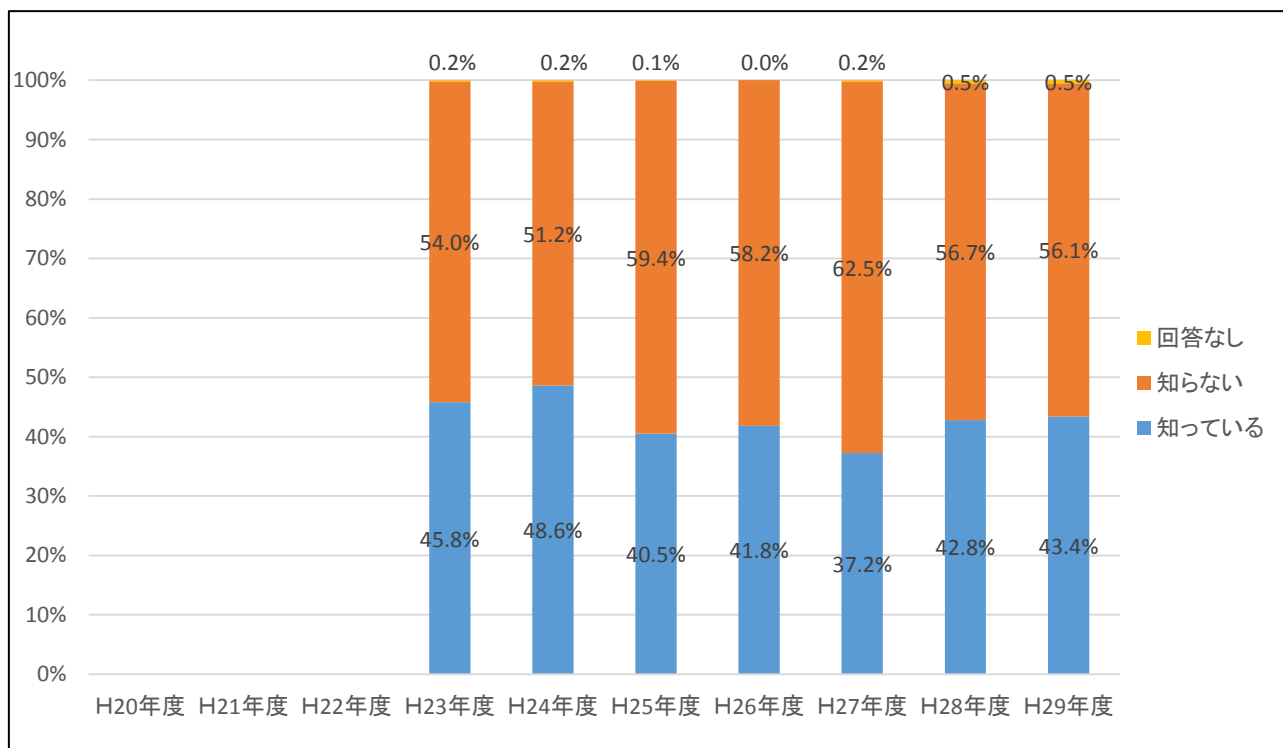
(注) 平成23年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

## 2-1. 権利条例において「子ども」は何歳までだと思いますか？

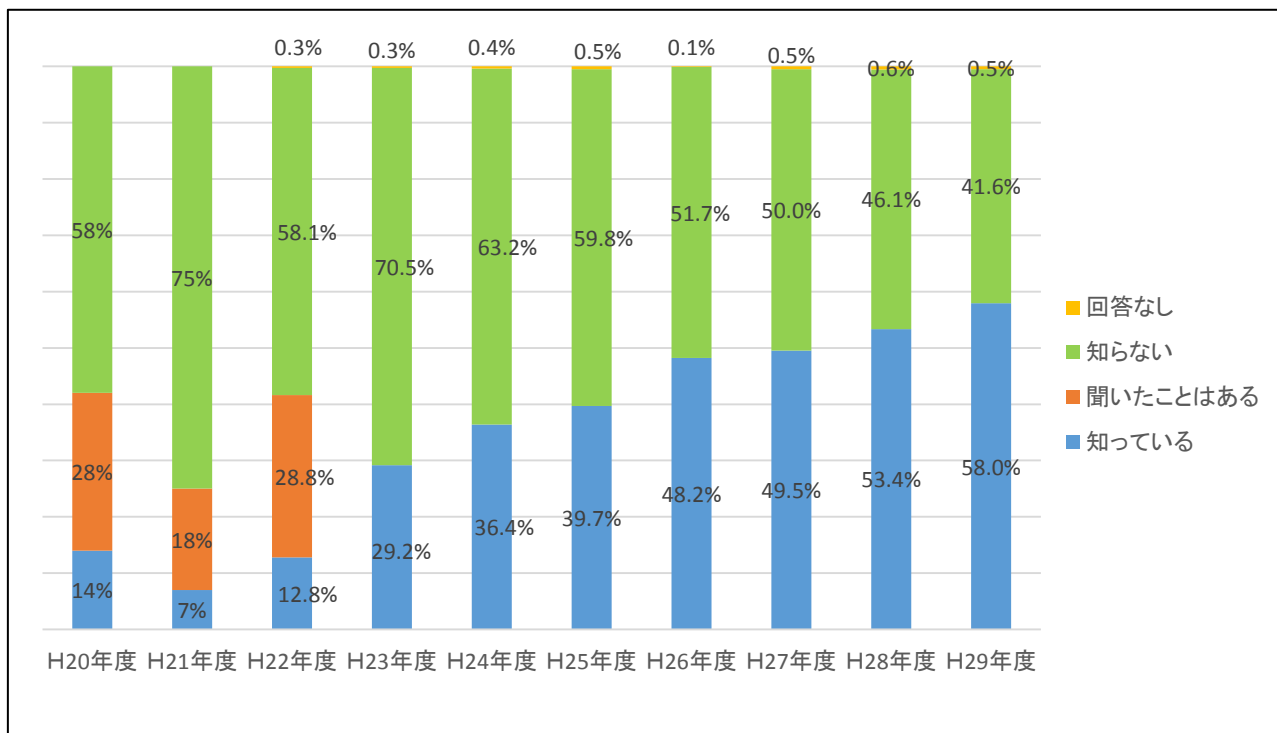


(注)質問2は、平成 23 年度から 2-2 に文言が変わっています。

## 2-2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



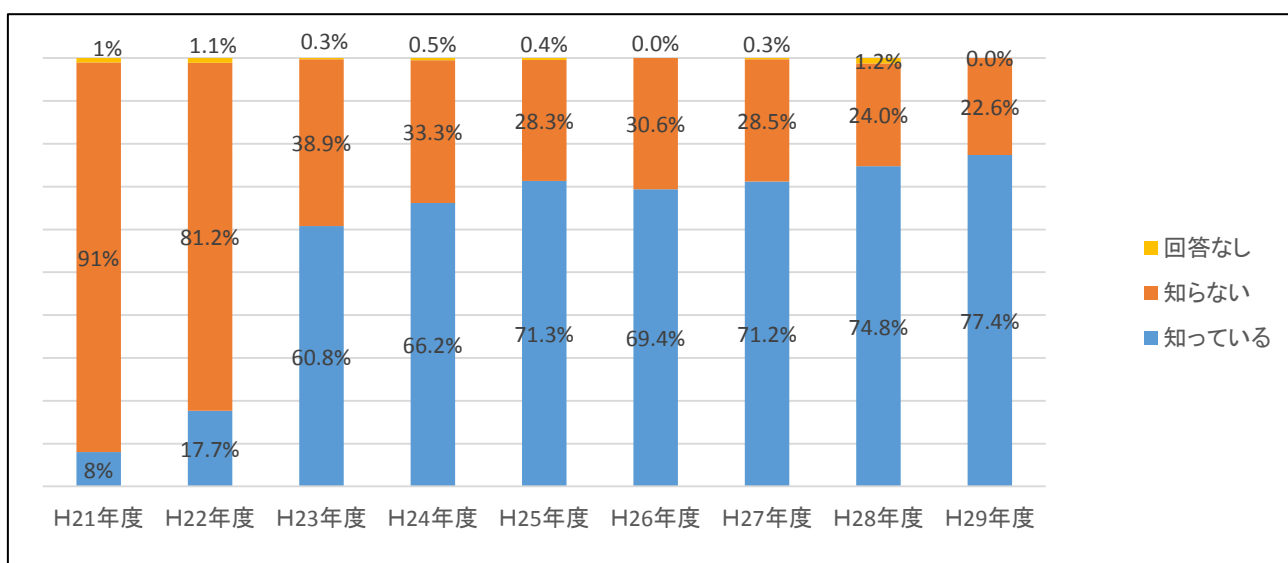
### 3. 「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)」を知っていますか？



(注) 平成 23 年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

<4～7の質問は、スキッズを知っていると答えた人のみ>

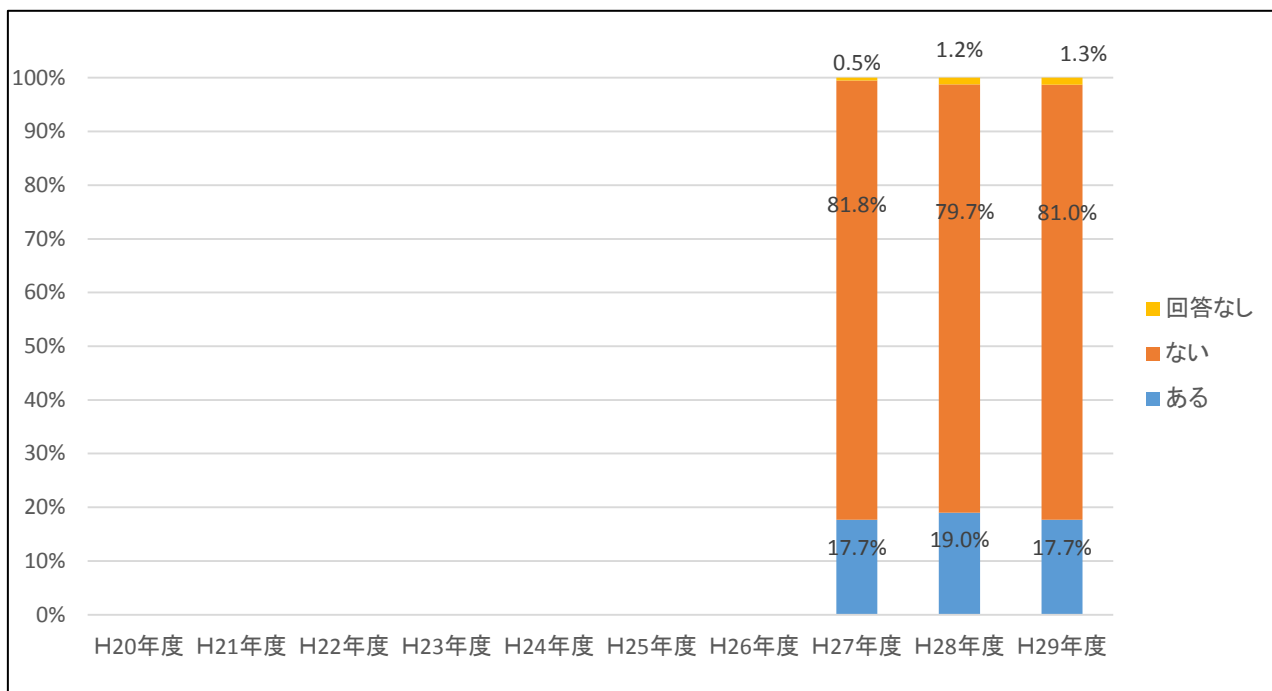
### 4. 権利相談室SK²S(スキッズ)がシーメイトにある事を知っていますか？



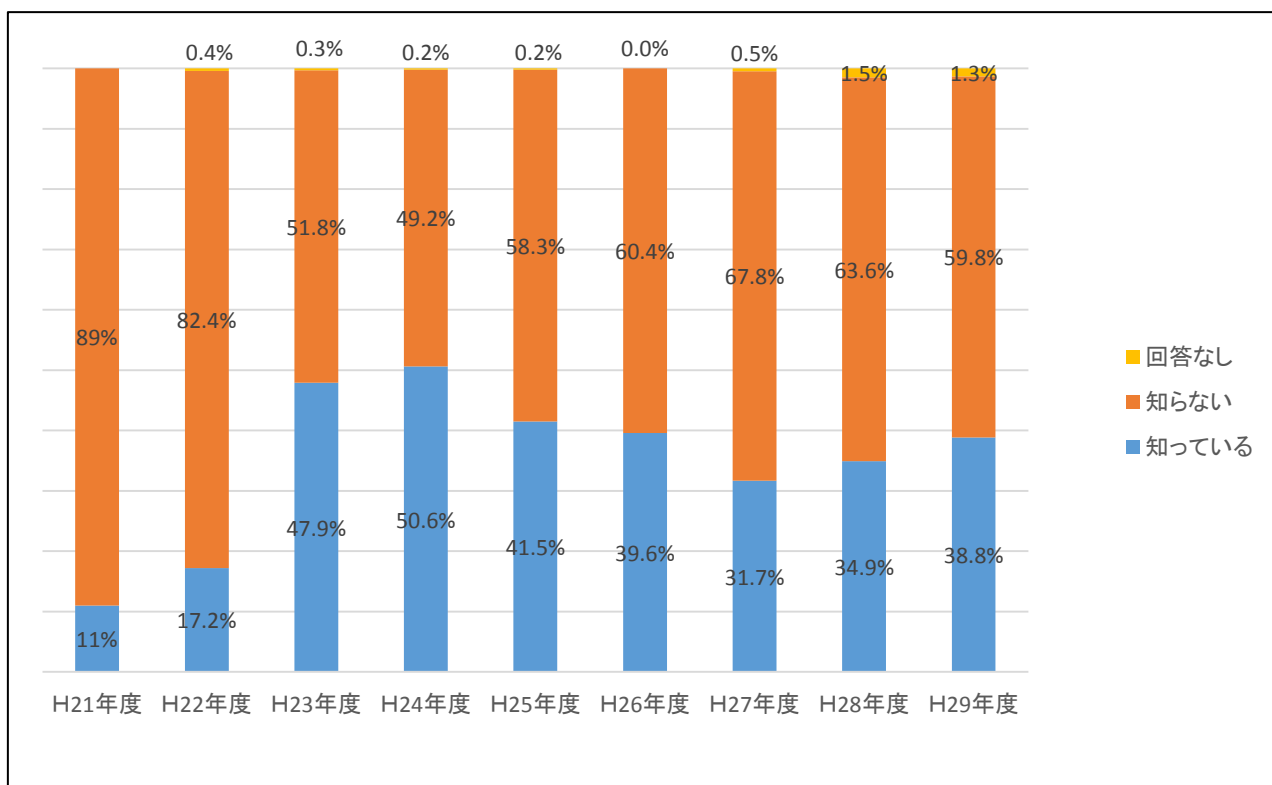
(注) スキッズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

## 5. シーメイトの相談室SK'S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？

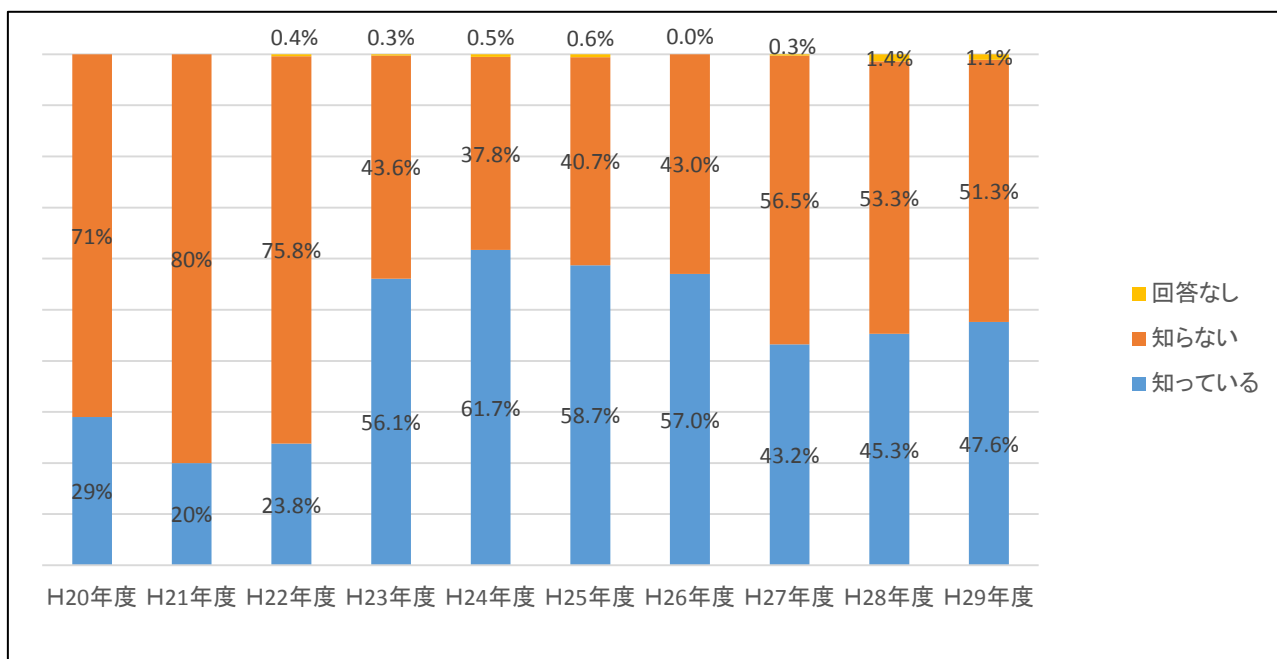
(注) この質問は平成 27 年度から新たに設けました。



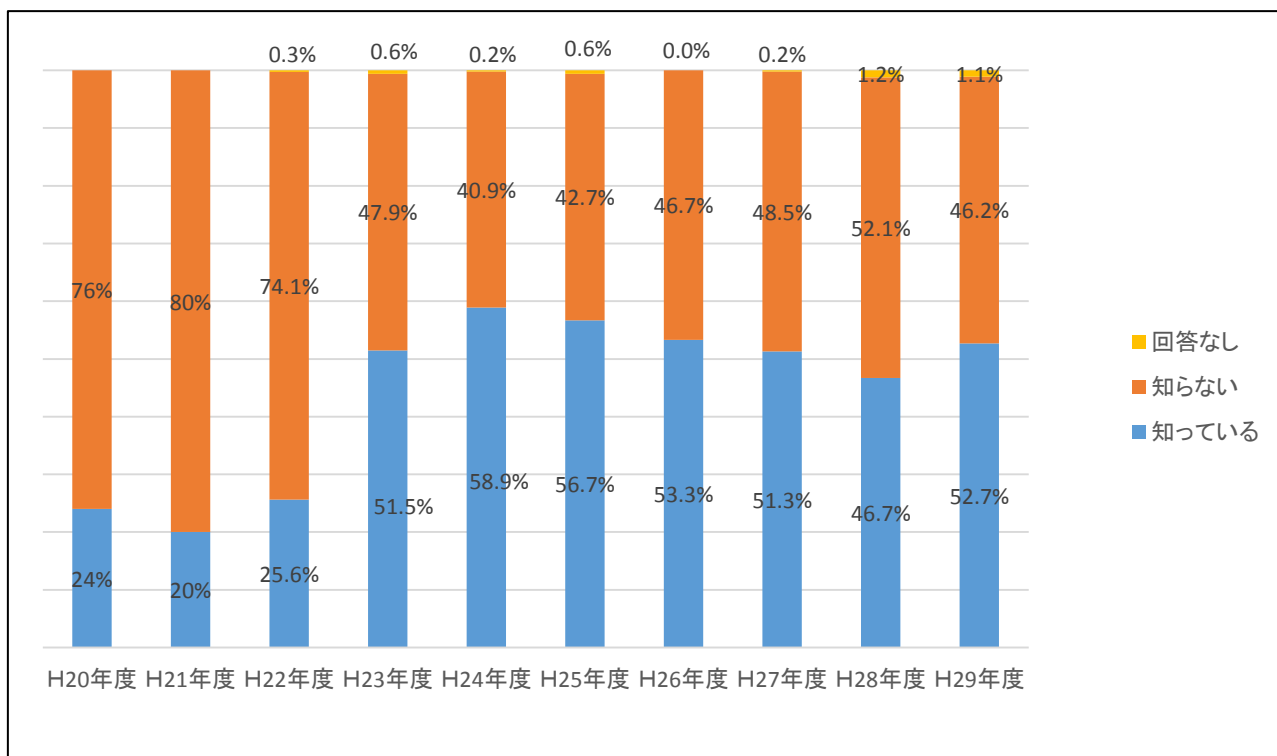
## 6. 相談室SK'S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できる事を知っていますか？



7. 権利相談室SK'S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話で相談できることを知っていますか？

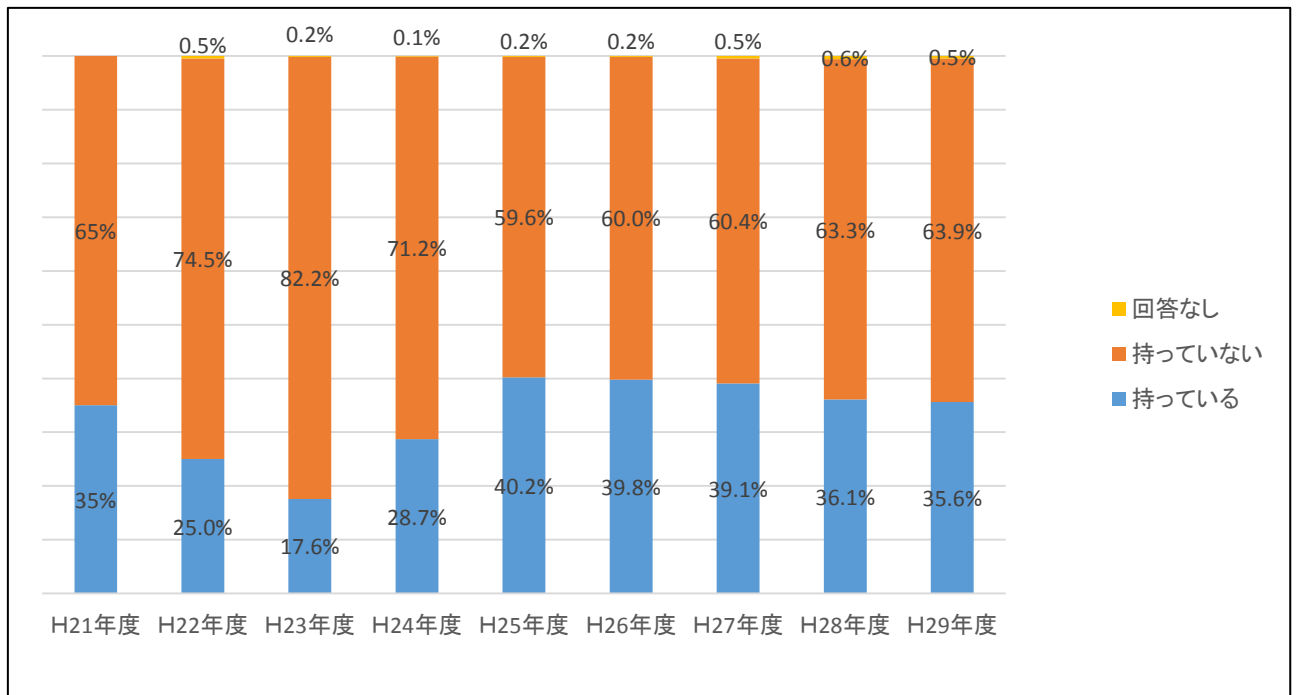


8. 志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？

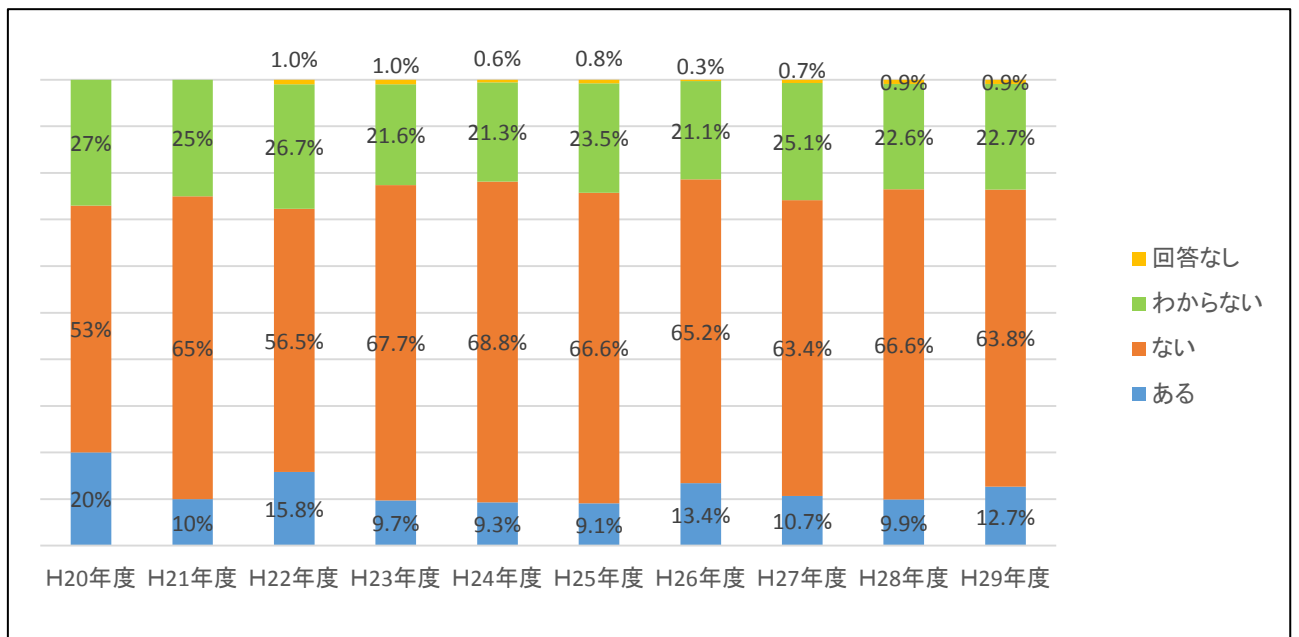


< ここから 全員回答 >

9. 志免町子どもの権利相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)が配布している相談室のカードを持っていますか？

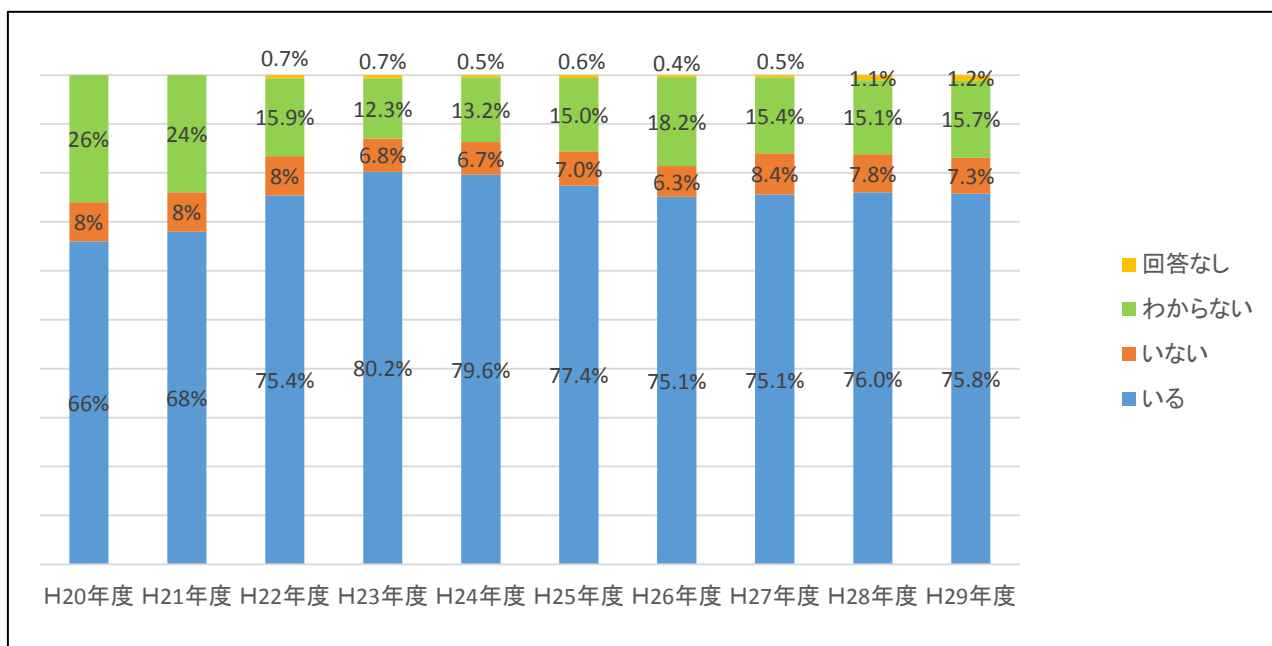


10. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



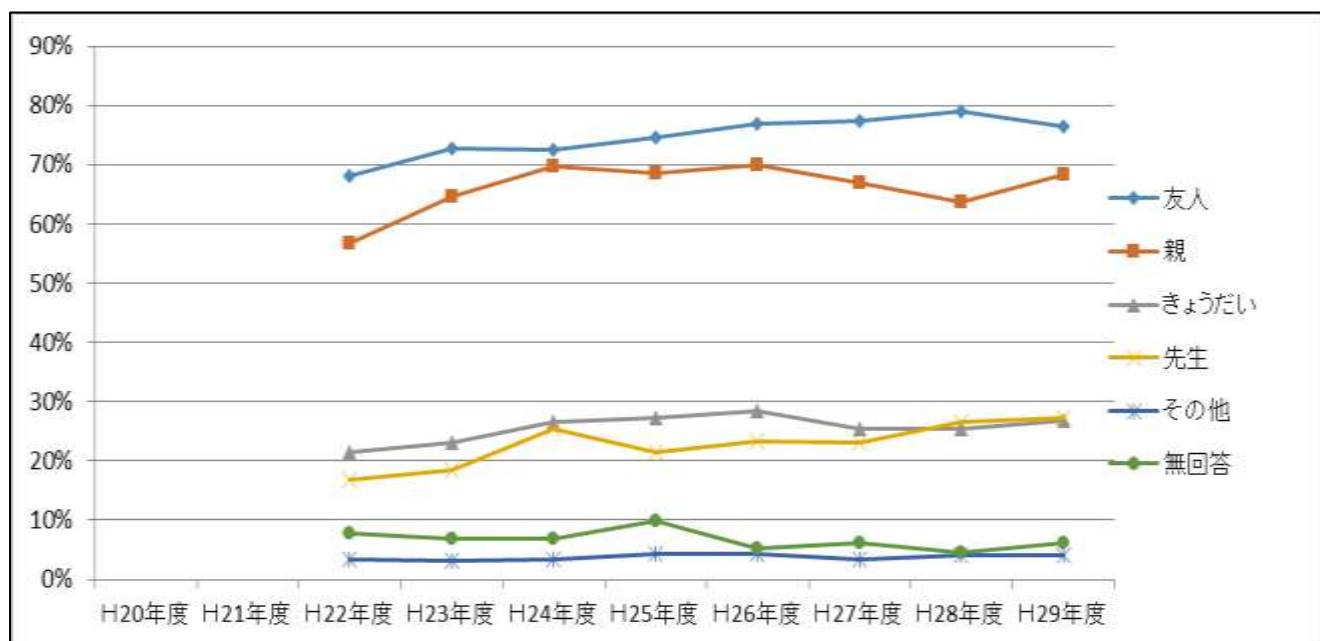


## 11. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？

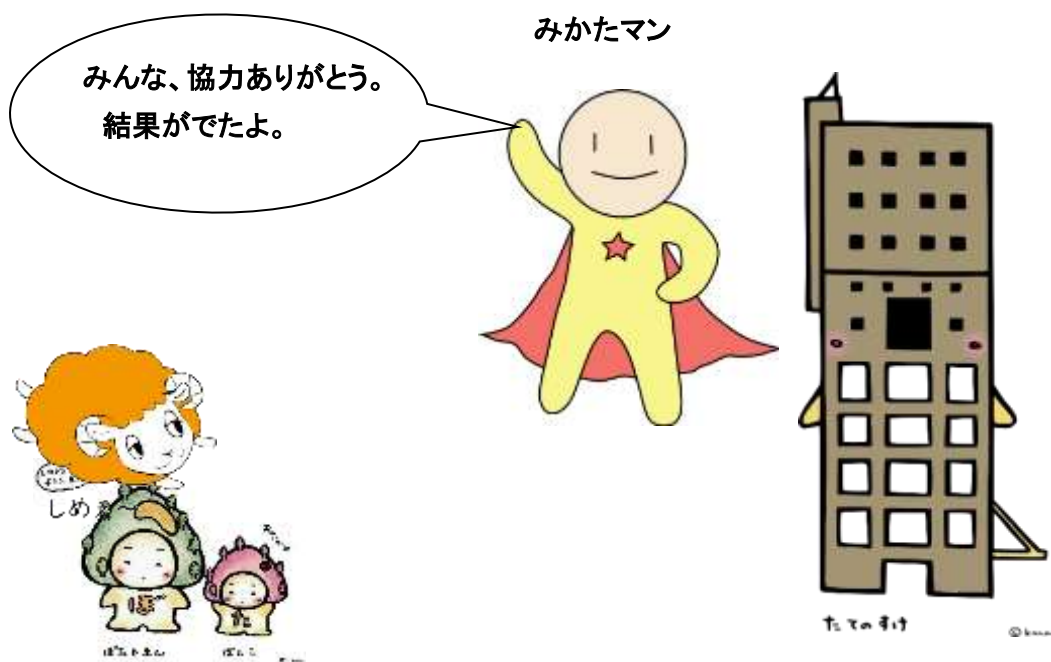
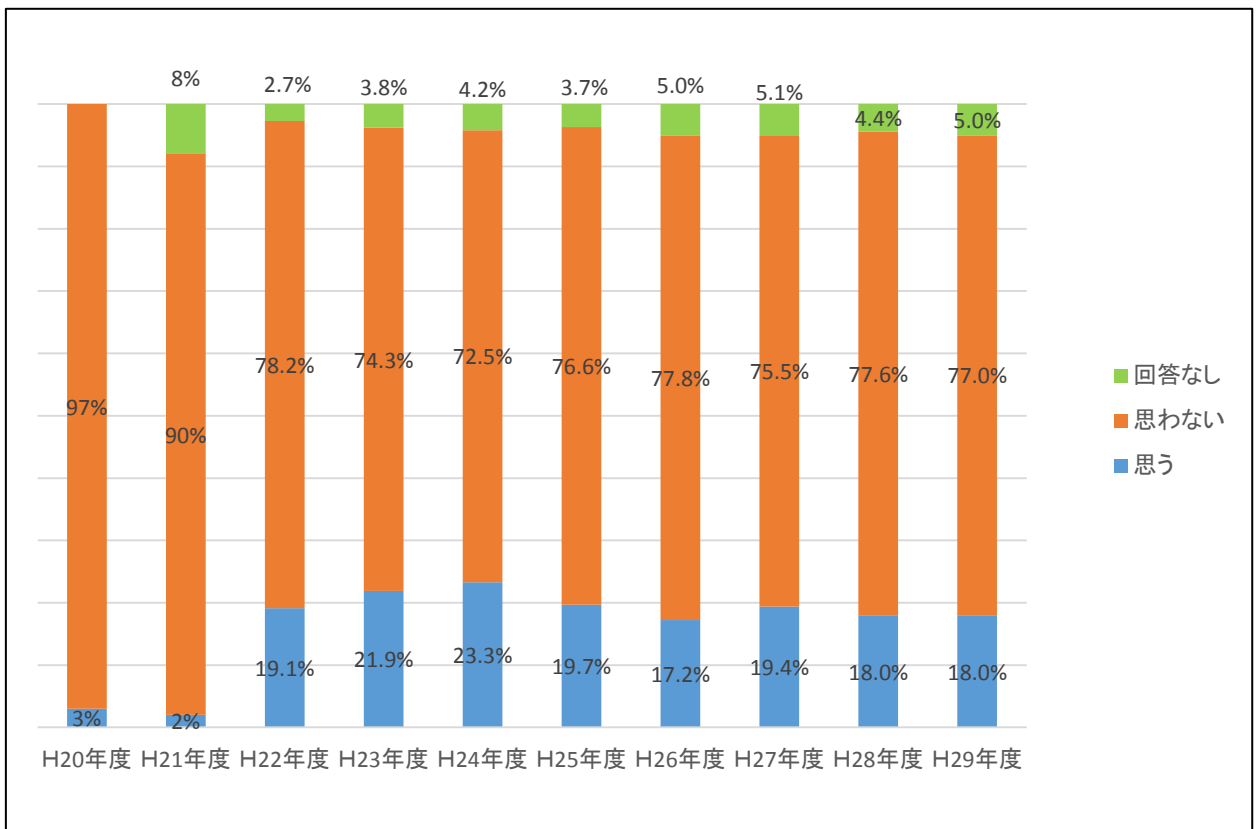


## 11. の相談相手について(内訳)

(注)質問 11 の内訳については、平成 22 年度から新たに設けました。



## 12. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



## 【アンケート結果より】

質問3（p21）の「スキッズを知っていますか？」という問いに対し、「知っている」と答えた生徒は全体の58.0%でした。質問3の年度別推移（p25）をみると、徐々に認知度があがってきていることが読み取れます。「スキッズを知っている」と答えた生徒の割合は、平成25年度の39.7%から平成29年度は58.0%と大きく増えています。これは、平成25年度に志免西小学校の出張スキッズが始まり、現在毎月実施していることや、相談室スキッズでは、相談がない時は子ども達の居場所として開放したり、夏休みにはチャレンジ広場で、志免町の小学校において啓発活動をするなどの広報活動が影響しているのではないかと考えられます。今後は、「志免町子どもの権利条例」の認知度を上げていく事も必要な課題と考えられます。

質問12（p22）の「悩みがあるとき、スキッズに相談しようと思いますか？」という質問については、18.0%の生徒が「はい」と答えています。質問12の年度別推移（p30）をみると、この回答に大きな変化は見られませんでした。

質問12の理由について、資料1（p47～）に、記述回答を載せています。

「相談しようと思う」理由（p47）には、「たよりになりそうだから」「相談してもだいじょうぶそうだから」「誰にも相談できないときにここにしてみたい」

「みんな優しく、相談したらやさしくきいてくれそう」といった回答が多くみられました。「スキッズを知っている」と回答してくれている事と関連しているように感じられます。

「相談しようと思わない」理由（p48）としては、「相談できる人がいるから」という回答が155人と圧倒的でした。「自分（親・友達）で解決したい。」が54人、「知らない人に話そうと思わない」が46人、「悩みがないから」という理由は32人でした。「めんどくさい」「時間がない」「家から遠い」という理由も多くみられました。

質問11で、「相談できる人がいる」と答えた生徒が75.8%もいるのは心強いことですが、「いない」と答えた7.3%、「わからない」と答えた15.7%の生徒が気になります。スキッズがこの生徒たちの受け皿になっていけるように、認知度を上げて身近な存在になれるように、さらなる広報活動が必要だと考えます。

今はまだ、相談しようと思っていなくても、だれにも話せない悩みができたり、困った時に、スキッズのことを思い出してもらえたら…と思います。そのためにスキッズの認知度が上がってきていることは、選択肢の一つとなれるという点では喜ばしいことと考えます。もっと認知度をあげるために、地域に浸透する広報活動にも努力していきたいと思います。

## コラム～相談室から～



### <室内の様子>



### <子どもたちの作品>



志免町の子どもたちの権利に関してどんな相談でもできるように、相談室スキッズができて、11年目になります。シーメイトにある相談室で来室や電話での相談を受けています。(相談は無料です。)また、相談室の存在をもっと身近に感じてもらうために、相談がない時は、子どもたちの居場所として開放しています。シーメイトへの来室が難しい子どもたちのために、志免西小で出張スキッズを開室しています。

平成29年度は、たくさん子どもたちが来室してくれました。(シーメイト806人、出張スキッズ1109人)相談員と子どもたちが一緒にウノ、かるた、トランプやゲームなどをして遊んだり、話をしたりして楽しく過ごしています。ぬり絵や折り紙も人気です。(今年は、子どもたちの権利かるたや炭鉱かるたも使って楽しく遊んでいます。)

相談員とふれあう中で、スキッズに、親近感を持ち、安心できる場所と感じて、気軽に足を運んでくれればと思います。

これからも悩んだり、困った時には「一人で悩んでいないで、スキッズに相談してみよう。」と思ってもらえる存在になれる事を願っています。

### <入口の様子>



## 志免町子どもの権利フェスタ2017に参加

平成29年11月19日（水）13:00~14:00

志免町生涯学習1号館

志免町子どもの権利条例施行10周年を記念して、山梨学院大学法科大学院の荒牧 重人教授に「子どもの権利保障と子どもにやさしいまちづくり」について講演をして頂きました。

### 【講演内容】

#### ○志免町子どもの権利条例とは

- ・子どもの意見を尊重し、子どもの支援をし子どもにやさしいまちづくりを定めた総合条例  
子どもにやさしい町とは全ての人にやさしい町づくりであること

#### ○いのちの権利（成長・発達していく権利）

- ・成長していくことは子どもの権利の基本で「生まれてきてくれてよかった」とその生命を大切にすること
- ・一人ひとりが大切にされる「**個人の尊重**」（憲法13条）
- ・子どもを主体とし、子どもの思いと願いを聞き、自分が自分であって大丈夫、ありのままで良いという自己肯定感を持ち、大切に思われている実感を日々感じながら生活することの大切さ
- ・子どもの意見を尊重し、耳を傾け子どもの目線に立ち大人も一緒に考え、共に育っていくことが大事

#### ○守られることの権利

- ・一方的な関係ではなく、子どもの目線にたって総合的にみる必要がある
- ・子どもの権利を守るときは 子どもにかかわる親、大人の権利も守らなければならない
- ・いじめは、子どもの権利を傷つける行い、いじめられている子どもの権利を回復することが基本
- ・子どもの貧困、遊びや学び、医療などの権利が守られていない事があげられる



### (3) 志免西小学校での出張スキッズ

志免西小学校での出張スキッズを開室して5年目になりました。志免西小の子どもたちや保護者に、スキッズの名前を覚えてもらう機会になっています。スキッズや相談員を知ってもらうことで、出張スキッズでの子どもからの相談もみられるようになりました。今年度は7件の相談がありました。



#### ○日程

第1回出張スキッズ：	6月7日(水)	114名
第2回出張スキッズ：	7月5日(水)	118名
第3回出張スキッズ：	9月6日(水)	134名
第4回出張スキッズ：	10月11日(水)	117名
第5回出張スキッズ：	11月8日(水)	57名
第6回出張スキッズ：	12月6日(水)	115名
第7回出張スキッズ：	1月17日(水)	134名
第8回出張スキッズ：	2月7日(水)	171名
第9回出張スキッズ：	3月7日(水)	149名

計 1109 名

○時間 子どもたちの利用 13:05～13:45 (昼休み)

○場所 志免西小学校 多目的室・相談室

○内容 スキッズがどんなところか、雰囲気を知ってもらうため、普段のスキッズで子どもたちが遊んでいるものを持って行きました。  
(プラ板の色ぬり・トランプ・ジェンガ・かるた・ぬりえなど)  
スキッズのキャラクターのプラ板とぬりえが人気です。

○広報 別紙チラシを全校児童に配り、多目的室前の掲示板に次回開催日のお知らせを貼らせてもらいました。

#### (4) 研修

平成 29 年度 福岡県市町村等児童相談関係職員研修プログラム 受講内容

8月24日(木)

- ・要保護児童対策地域協議会の運営／会議の運営とケース管理
- ・子どもの権利擁護と倫理
- ・子どもの家庭相談援助体制及び実施体制

9月7日(木)

- ・子ども家庭支援のためのソーシャルワーク／子ども家庭相談の運営と相談援助の在り方  
「安全パートナーリング基礎」

9月22日(金)

- ・子ども虐待対応

11月7日(火)

- ・母子保健の役割と保健機関との連携
- ・社会的養護と市町村の役割
- ・子どもの成長・発達と生育環境
- ・子どもの所属機関の役割と連携

12月8日(金)

- ・子どもの生活に関する諸問題
- ・児童相談所の役割と連携
- ・子ども家庭支援のためのソーシャルワーク  
「ソーシャルワークの基本」
- ・子どもと家庭の生活に関する法と制度の活用と理解



#### (5) シーメイトこどもまつりに参加

日時：平成29年5月5日(金) 13:00~15:00

場所：子どもの権利相談室 スキッズ

スキッズの場所を知ってもらうために、シーメイトこどもまつりのスタンプラリーに参加して、ゴルフゲームをしました。ゴルフにチャレンジして、スキッズのキャラクターのお面や、しおりをプレゼントというゲームでした。74人の子どもたちがスキッズに来室し、楽しく参加してくれました。親子で参加してくださっている方が多かったようでした。今年はお面が人気で、ホールでもお面をつけていてくれました。



#### (6) 夏休み地域子ども教室での啓発活動

日時：平成29年7月26日(水) 10:00~11:00 志免中央小学校 (57人)

13:30~14:30 志免西小学校 (55人)

8月2日(水) 10:00~11:00 志免東小学校 (31人)

13:30~14:30 志免南小学校 (29人)

子育て支援課から、「志免町子どもの権利条例」について、イラストなど小学生にわかりやすい工夫したスライドを使ったお話がありました。

次にスキッズの相談員が、Q&A仕立てのスライドでスキッズについての説明をしました。

「こんたのしっぽ」という絵本の読み聞かせをしました。子どもたちが「いじめ」や「ゆうき」について考えてもらうきっかけとなるような内容でした。子どもたちは、最後まで熱心に話を聞いてくれました。最後に「いじめはぜったいわるい！」(東映株式会社教育映像部)というアニメを視聴しました。「いじめ」をテーマとした人権啓発ビデオで、「いじめ」はひとりで悩まないで、大人に相談すること、「いじめ」を見ても何もしないのは、いじているのと同じこと、冗談でいじているつもりでも、された方は生きる気力をうばわれることもあるということを学びました。子ども達は静かに鑑賞してくれました。





## (7)「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2017に参加

日時:平成29年9月29日(金)13:00~18:00 子どもの相談・救済に関する関係者会議  
9月30日(土)13:00~18:00 全体会  
10月1日(日)9:30~16:00 分科会:「こども条例」

場所:越前市福祉健康センター(9/29) 越前市文化センター(9/30)  
越前市福祉健康センター(10/1)

### ○全体会「市民自治で創る子どもにやさしいまち」



#### <「子どもに聴く」豊田市>

子ども条例にもとづいた「子ども会議」が実施されており、その会議で活動する「子ども委員」からの発表でした。しっかりとした会議が実施され、子どもが真剣に市のことを考え、直接へ提案できる制度が定着していることはとても感心深いものでした。

#### <「市民と共働」越前市>

市立の児童養護施設のより良い運営のために、市民有志、市職員との協働により独立した組織へと変換。組織はただ単に「市立」→「私立」でなく「市民立」ということで市民から愛される施設へ。「児童養護施設」「児童家庭支援センター」「子育て支援センター」を運営し総合的な支援を行う地域支援拠点へと成長しているものでした。

#### <「子どもの居場所」松本市>

孤立する子ども達を支えるものは……。学校でも、家庭でもない第三の居場所の紹介でした。志免町における「リリース」の大きな可能性と、存在に胸を張ってアピールできることを感じました。

### ○分科会「子ども条例」(報告)



「子どもの権利条例に基づく子ども施策の10年とこれから」をテーマに、「NPOと行政、地域が協力して行う居場所作り」についてや、「子どもの権利かるた」を使った啓発活動などの報告を行いました。

#### <感想>

今回のシンポジウムにおいて、各自治体と市民、町民やNPOとの共働が大きな話題となりました。その中でも、志免町における「子どもの権利かるた」は、NPOと程よい共働であると、総評の中でも良い例での評価を受けました。

これからの子ども施策は市民と行政の共働が必要不可欠であるため、今後も連携を密にお互いの強みをいかしながら、子どもにやさしいまちづくりの推進を図りたいです。

## (8) 志免町文化祭に参加

日時：平成 29 年 11 月 5 日（日）10:00~15:00

場所：志免町役場裏特設会場

スキッズを知ってもらうための展示をし、さかなつりとわなげのゲームを用意しました。多くの家族連れが参加し、子ども達は笑顔で真剣にさかなを釣ったり輪投げを楽しみました。お年寄り方も、「やらせて、老人会では難しいのよね。」とチャレンジされました。ゲームをしてくれた後にスキッズのお面かしおりに選んでもらい、スキッズカードも渡しました。活動を通して、スキッズを身近に感じてもらえたら嬉しいと思います。



## (9) 志免町子どもの権利フェスタ 2017

日時：平成 29 年 11 月 19 日（日）11:00~15:30

場所：志免町生涯学習（2号館 休養室）・（1号館 小ホール）

午前には、「志免町子どもの権利条例」施行10周年を記念して、「子どもの権利かるた」志免町立4小学校対抗戦が開催されました。しっかり読み札を覚えてきている子などもいて、白熱した戦いがくり広げられました。

午後からは、山梨学園大学法科大学院 荒牧 重人教授に「子どもの権利保障と子どもにやさしいまちづくり」について講演をして頂きました。

その後、百田 英子 スペース de GUN<sup>2</sup>代表、世利 良末 志免町長、金子 眞恵、志免東小学校校長に加わっていただき、「子どもの権利条例は子どものために機能しているか」についてシンポジウムが開催されました。



## 5 活動を振り返って

一年を振り返って

子どもの権利救済委員 安原 伸人

平成28年度から、志免町救済委員の代表として活動させていただき、通算四期目の任期もあと1年を残すところとなりました。

圓入委員に加わっていただいた新メンバーの2年目の活動となります。

私たちの通常の活動は、毎月の定例会議と月に一度の相談室訪問です。その際には、相談員さんから、その時々相談状況や相談における悩みを聞いた上で、それぞれの専門家の立場からアドバイスなどをさせていただいております。

圓入先生は幼児（児童）教育の専門家の視点から、また調先生は臨床心理士として相談者の心理状況などを踏まえて的確なアドバイスをしていただき、相談員の皆さまにとって心強い存在として活動させていただいております。

相談室に訪問するごとに、相談態様の相談だけでなく、広報面でも、どうしたら相談室や救済制度が志免町に認知してもらえるのかということを考えていただき、色々アイデアを出していただいております、本当に頭が下がる思いです。

救済委員の活動も、子供たちや保護者の方の身近な存在として相談業務を行っていただく相談員の方々の存在がなければ成り立ちませんので、相談員さんとの連携は今度も継続していきたいと思っております。

その相談員の皆様が、志免西小学校に出張スキッズとして月一度訪問していただき、相談室の一つの機能である居場所の解放と相談時間を設け、時には100名を超える子どもたちに利用してもらいました。

また、シーメイト内の常設相談室にも、開室日には必ず子供たちが顔を出してくれており、居場所としての機能を通づいて、相談室や救済制度の存在を認識していただく機会となっています。

今年度は、匿名でいじめの相談を受け、救済活動の一環として学校に訪問し、いじめの把握状況について説明を受け、情報を共有して調整活動をさせていただきました。ともすれば、救済活動の前提として救済委員会議が必須となるため、素早い対応が難しいところですが、相談員さんからメール等を利用して、すぐに情報提供を受けることで、早く対応ができたことは良かったのとおもっております。

一方で、子どもからのいじめの相談を受けていたにも関わらず、学校や保護者の対応に任せてしまい、年度替わりしてしまったことに関しては、対応に工夫の余地があったのではないかと反省する点もありました。

今後も、できるだけ相談から救済活動までいかなくても、子どもたちの権利を守るために何らかし当ができるようにアンテナを張っていきたいと思います。

ところで、子どもの権利擁護のために各自治体も様々な活動をしており、今年度は福井県の越前市で全国自治体シンポジウムが開催され、私は初日の全体会に参加させていただきました。また、子育て支援課からは分科会での発表もさせていただき、全国に志免町での活動を報告する機会をいただいております。

来年度は、宗像市で全国自治体シンポジウムが開催されます。子どもの権利条約批准20周年を受けて、福岡県での企画となりますので、生きた救済制度とはどうあるべきかという点を意識して、九州全体で子どもの権利擁護のために交流を図っていきたいと思います。

今後も、救済委員、相談員及び子育て支援課の職員の方々と知恵を出しながら、充実した救済・相談活動を行い、子ども達が過ごしやすい街づくりに少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。

皆様のご協力をどうかよろしくお願いいたします。

## 子どもの権利を守るということ

子どもの権利救済委員 調 優子

子どもの権利条例が九州で初めて志免で制定されて、十一年になります。私自身も、救済委員として同じ年月、子どもの権利相談室（スキッズ）とともに、歴史を紡いできました。これまでに得られた知見を礎としながら、さらに、確実に歩みを進めていきたいと思いを新たにしています。

十一年もの長い年月を経て、子どもの権利条例はすっかり志免町に定着しました、とご報告したいところですが、なかなか認知度が高まらない、というのが現状です。広報についてはスキッズ開設当初から、相談員の皆さんを中心に熱心にしていただけてきて、少しずつ、経路や手段も増えてきました。今後もより多くの方に、より深く理解してもらえるような工夫の必要性を痛感しますが、まずは関心を持ってもらえるような、きっかけ作りを大事にしていこうと思います。

誰かに相談する、というのは、相手への信頼感や話しても大丈夫そう、という安心感があって成立する行為だと思います。スキッズも、困ったときに相談できるような関係を構築するために、相談員の皆さんが、学校に昼休み出向いて、子どもたちが楽しく遊べる場を提供したり、スキッズに遊びにきてもらって一緒に過ごしたりしてきました。

スキッズの相談員のみなさんはいつも、子どもたちに寄り添ってくださっています。だからこそきこえてくる声、見えてくる悩みがあります。子どもの話や思いを聴き、受け止めること、子どもの権利を大事にすることは、当たり前のことでありながら、簡単なことではありません。受けとめられなかった子どもたちの心配や悩みは勝手に消える訳でもなく、いずれ何らかの形で、子どもたちを、または周囲をさらに苦しめることになるのです。

子どもの権利条例ができたのは、相次ぐ子どもの犯罪や自殺など、心の痛くなるような事件に危機感を覚えたことがきっかけだったと聞いています。

子どもが安心して過ごせること、守られていると感じることこそ、心のエネルギーになると思います。目で見えるような劇的な効果はなくても、安心感は、力になるはずです。それが子どもの権利条例であり、スキッツだと理解しています。

悩みや心配があるのは自然なことで、それを子どもたちが安心して表出できるような環境を作っていくことは、結局のところ、大人にとっても有益なはずです。

権利条例の主体である子どもや、子どもの周囲の大人に、条例をもっと深く理解してもらい、志免町に条例があることを誇りに思えるような活動を、諦めずに工夫しながら続けていきたいと思っています。

最後になりましたが、日々のお忙しい業務の中、子育て支援課の皆様には、事務局としてご支援をいただきましたこと、この場を借りてお礼申し上げます。

大きな課題はありますが、できることを考えながら、一歩ずつ、着実に歩みを進めていきたいと思っています。今後ともご理解、ご支援のほど、どうぞよろしくお願い致します。

## 「いじめ」のこと

子どもの権利救済委員 圓入 智仁

子どもの権利救済委員を拝命して2年が経ちました。今年度、救済委員として議論し、私としても考えさせられたのが、「いじめ」についてでした。

身体的な加害があると、ほとんどの場合、加害者と被害者がはっきりしています。しかし、物を隠す、物を壊す、悪口を何かに書いて残すといったことは、加害者がはっきりしないことが多いようです。まして、インターネット上の SNS などにおける書き込みにおける暴言は、匿名であったり、閲覧の制限がかかっていたりして、加害者が明確になりにくいのです。

文部科学省は、全国の学校におけるいじめの認知件数を発表しています。この数字は、説得力を持っているようですが、当の子どもたち、あるいはその保護者にとっては、違和感のある数字だと思います。この統計におけるいじめのうち、60%程度は、学校の教職員が発見しているものです。いじめ被害を受けている本人からの訴えが20%程度、いじめ被害を受けている本人の保護者からの訴えが10%程度となっています。本人以外の子どもからの情報提供は5%程度です。

子どもの立場からすると、多くのいじめは学校の教職員がいないところ、見ていないところ、わからないところで行われているはずです。教職員が見ている前では、加害者も被害者も、いじめではないかのように振る舞っているかもしれません。そうであるなら、教職員が知らない＝認知していないいじめは、もっと発生しているはずです。また、個人としての教職員が認知していても、その情報を学年や学校で共有していない可能性もあります。

どのようないじめであれ、被害を受けた子どもにとっては、安心・安全な生活が脅かされています。幸せに生きる権利が侵害されているので

す。子どもの権利が保障されていない、ということであり、私たち、救済委員の出番となります。

平成30年度、小学校教育において「道徳」が教科となります。これまでも「道徳の時間」は設定ありましたが、これからは教科として、評価の対象となります。いじめ対策を含めて、学校が道徳について、より積極的に関与しないといけない状況になっていると、国が考えているのです。ここにおいては、いじめ発生後の対処療法ではなく、そもそも、いじめが発生しないための本質的な取り組みが必要なのです（「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて」（文部科学大臣メッセージ、平成28年11月18日））。

家庭や地域社会において、子どもたちが安心・安全に生活できる環境を作る取り組みも必要です。虐待、DV、貧困などの解消も含まれます。いずれも、子どもたちだけで解決できません。子ども自らが、声を上げて訴えることも難しいでしょう。だからこそ、大人の関わりが必要になります。保護者、学校の先生をはじめ、子どもを取り巻くすべての大人、すなわち私たちみんなが、子どもの声に耳を傾けること、あるいはその前に、子どもが声を上げやすい環境を作ることが必要なのです。

私たち救済委員の大切な役目の1つは、いじめの加害者でも被害者でもない、また学校でも家庭でもない、第三者の立場で、いじめの解消を目指すことです。これらは、町民の皆様、町役場、町内の学校や保育所をはじめ、多くの方々にご理解とご協力の上に成り立つものです。

子どもの安心・安全な生活を保障すること、幸せに生きる権利を保障すること、これらが志免町の子どもの権利条例で謳われていることです。町民の皆様、これからも、子どもの権利条例と、救済委員制度、子どもの権利相談室（スキッズ）に対するご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。



## ～～ 相談員コラム ～～



火曜日・木曜日は13時から19時、土曜日は10時から17時、スキッズ（子どもの権利相談室）は開いています。開室当時は相談だけだったそうですが、今現在は相談や会議のない時は、子ども達の遊び場として開放しています。中学生アンケートの中にも「知らない人には話したくない」という意見も多いため、シーメイト内のスキッズだけでなく、遠くて遊びに来るのが難しい志免西小学校には、出張スキッズで月1回お昼休みにうかがっています。

子ども達と一緒に、ゲームをしたり、プラ板作りを見守ったりすると、個人個人みんな本当に個性があって面白いなあと感じます。子ども同士仲良く遊んでいるかと思うと、けんかになったりもしています。結構激しいけんかになっていても、次に遊びに来た時は仲良くなっていたり。子ども達の人生のほんの短い時間に過ぎないのですが、関わることができ、成長をみられていることに幸せに感じます。

### 金子 みすずの詩『わたしと小鳥と鈴と』

「わたしが両手をひろげても、お空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥はわたしのよう、地面（じべた）をはやくは走れない。

わたしがからだをゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴はわたしのよう、たくさんうたは知らないよ。

鈴と、小鳥と、それからわたし、みんなちがって、みんないい」

一時期は、よく耳にしていたこの詩、子ども達に接しているにつくづく感じます。子ども達自身もそう感じてくれるといいなと思います。

スキッズ（子どもの権利相談室）では、皆さんののびのびと幸せに過ごせることを願い、応援しています。スキッズはシーメイトの中にあります。

遊びにだけでもいいので、一度のぞきにきてみてくださいね。

子どもの権利相談員 高津



## 資 料

---

### 資料 1

志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・・・・・・・・47

### 資料 2

出張相談室チラシ（志免西小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

### その他

「スキッズ便り」17号・18号

志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述  
(原文のまま)

質問12:もし悩みがあるときは相談室SK<sup>2</sup>S(スキッズ)に相談しようと思いますか?

【回答:思う (記述回答 149人/219人中)】

- ・たよりになりそうだから。(27人)
- ・相談してもだいじょうぶそうだから。(15人)
- ・誰にも相談できないときに、ここに相談してみたい。(14人)
- ・みんな優しく相談したらやさしくきいてくれそう。(13人)
- ・悩みごとを解決してくれるから(12人)
- ・すっきりしてこれからのことにがんばっていきたいから(9人)
- ・秘密を守ってくれるから(9人)
- ・無料だし、個人情報と言わなくてもいいから(8人)
- ・少しでも楽になりたいから。(7人)
- ・1人や友達だけでは解決できないこともあるかもしれないから。(7人)
- ・助けてくれそうだから(6人)
- ＜その他 22人＞
- ・相談できる相手がいても、気を使ったりするから、全部、スッキリ!!話せるのは、いいと思った!
- ・こうゆうのかあるから
- ・相談しようとは思うけど、身近すぎて相談できないこともあると思うから、良い感じのきょうり感を保てているのに感心して、すごいと思ってるから。
- ・シーメイトにあるから・名前を言わず相談できるらしいので
- ・思ったことをいいたいから
- ・校区内だから
- ・相談できる人が少ないから
- ・ゆうきがないときにいきたい
- ・いじめとかだったらそうなんすけど、家でのもんだいとかだったらそうなんしない。
- ・英語がまったく分からない
- ・嫌なことを言われる
- ・妹によくつきそいで行って遊ばせてもらってます。近いし知り合いだから話しやすそう
- ・近くでそうなんできているのでよかった
- ・もしものために
- ・いっしょに考えてくれるという点でよい。
- ・楽しそう
- ・一回だけ遊びにいったことがあるけど、相談にいったことはないので、一回行きたいと思う。
- ・以前姉が相談しに行って「良かった」と聞いたから。
- ・部活で伸びなやみしているからなんかアドバイスが聞きたい
- ・最終手段として
- ・救済のプロだから。
- ・べんきょう～

## 【回答：思わない (記述回答 403 人/ 982 人中)】

(複数回答はそれぞれにカウント)

- ・他に相談できる人がいるから (155 人)
  - ・自分 (親・友達) で解決したいから (54 人)
  - ・知らない人に話そうと思わないから (46 人)
  - ・悩みがないから。あまり重い悩みがないから (32 人)
  - ・めんどくさい。 (23 人)
  - ・そんな時間がないから (10 人) ・家から遠いから行きづらい (10 人)
  - ・言っても (相談しても) 無駄だ (解決できそうにない) から (7 人)
  - ・おもわないから、したくないから (7 人)
  - ・よく知らないから、わからないから (7 人)
  - ・言うのが恥ずかしい (6 人) ・しんよう (信頼) できない (4 人)
  - ・なんとなく (4 人) ・こわい (3 人)
  - ・いやだから (3 人) ・だるい (2 人)
  - ・人見知り (2 人) ・理由がない (2 人)
- <その他 26 人>
- ・あることはしっていたけどすじょうがわからないから ・でん話番号がわからない
  - ・解決できなかったら 倍ツラくなりそうだから ・しられたくないから
  - ・かけるゆうきがない ・自分自身の問題だから。
  - ・かのじょいれないれき年齢=なんですけどどうすればいいですか? ・どうでもいい
  - ・言葉だけでは分からないこともあるから ・どうするのが知らない。
  - ・相談をあまりしようと思わない。元々、相談しようと思わないから。 ・かんです
  - ・そこまでして解決しようと思わない ・1人でOKみたいな。
  - ・大丈夫です。 ・親に言われそう。 ・他の人に通じそう
  - ・できるだけ事自分の経験を積んだり、身近な人になりたいから。 ・優しくても他人だから
  - ・電わいやだ! ・電話をわざわざしようと思わないから
  - ・人にこの事を言うのはまだ少し恐くて、言いたくない。思い出したくない。 ・いない
  - ・人になやみを話したいというよりは話したくないから。自分の心の中にずっとストレスためてもいいから。人に相談するのがきらいだから。
  - ・わざわざ話したりするほうがいや、私は人見知りだからどっちにしろ話せない
  - ・そんなにひどい悩みじゃないから。確かに今私はなやんでます。でも先生にも相談したしそれでいいと思います。もしそれでおさまらなかつたらそうだししてみようかなと思っています。

## 【無回答 (記述回答 7 人/63 人中)】

- ・わからない (2 人) ・たまに思う
- ・相談した人に、まずどういうものが聞きたいから
- ・SK2Sというせんたくしがなかったから
- ・本当に信じてても良いのか分からないから
- ・どんなに困っていても、相談できる人がいなかったとしても知らない人に悩みを話すのは抵抗があるから。

質問 13 : 相談室 SK<sup>2</sup>S (スキッズ) に質問要望があったら教えてください。

【自由記述 (39人)】

- ・がんばってください! (5人)
- ・なにもないいまのところは (2人)
- ・カードをくばりすぎだと思います (2人)
- ・いつでもでんわしていいんですか?
- ・この相談室SKS (スキッズ) は、何年前にできましたか?
- ・あそびに行きたいです
- ・シーメイトは子どもだけでいっていいんですか?
- ・ぜひ、利用してみたい!!
- ・シーメイトにまだお風呂は、ありますか!
- ・どんな相談もうけてくれますか?
- ・フリーダイヤルでできることなどをもっとおしえてほしい
- ・どのような相談でもいいんですか? (人間関係のみなどのきまり)
- ・知らないからない
- ・主にどのような事を聞くんですか?
- ・恋バナでもいいんですか。
- ・もっとわかりやすい位ちに行動したほうがいい。
- ・どんなふうにご相談するのですか?
- ・むり
- ・相談にのってくれる人の真写があったほうがいい。○だれにそうだんするか、えらべるせいでがほしい。  
○スキッズのLINE
- ・とくに! おねがいするときはよろしくおねがいします。
- ・しよるいとかかくんですか? おやに内しよできてもたじょうぶですか?
- ・べんきょうができません
- ・受付時間を長くしてほしい
- ・相談する人はいるのですか? どれぐらいですか?
- ・どこにあるんですか? (笑)
- ・もうちょっとひろめる
- ・学校にきてる人もSK<sup>2</sup>の人ですか?
- ・Fight!
- ・特にありません。ありがとうございます。
- ・いつか行ってみたいです。
- ・学校に来てほしい。
- ・支店か何か出したらどうですか? 遠くて行く気にならない
- ・あそびどうぐをふやしてほしい

# スキッズ が

(子どもの権利相談室)

## 志免西小にきます。

### 1/17(水)・2/7(水)・3/7(水)

ひるやす たもくてきしつ あそ  
お昼休みに多目的室に遊びにきてね。  
ようい  
おもちゃを用意してまってるよ。



子どもだって<sup>こま</sup>困ったり<sup>なや</sup>悩んだりするよね。

そんな時スキッズでは、

みんなからの<sup>そうだん</sup>相談をきいたり、

どうしたらいいか<sup>いっしょ</sup>一緒に<sup>かんが</sup>考えるよ。



スキッズ(子どもの権利相談室)は、シーメイトの中にあります。

シーメイトは遠くていけない・・・という人のために、

スキッズが志免西小学校にやってきます。

スキッズがどんなところか知りたい人は、多目的室にぜひ来てみてくださいね。



保護者の方へ・・・

スキッズでは、子どもだけでなく大人の方の相談も受け付けています。お子さんのことで気になることがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

開室日 火・木曜日 昼1時～夜7時  
土 朝10時～夕方5時

☎ 0120-928-379 (無料)  
志免町総合福祉施設 シーメイト内



人は見た目が...



by かばん

かわいみえでたって、すっかり歴史があるんだね。

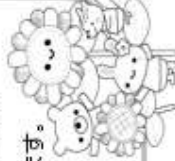
これからも大切にみんなを守っていきましょうね。

### 相談員の紹介



4月からスキッズに参りました高澤です。  
お話ししたり、聞いたりするのが大好きです。  
色々なお話を聞かせてください。

ゲームはあまりしたことがありませんので、  
教えてください。オセロはなかなか強いかも？！  
みなさんと仲良くなりたいなあと思っています。  
よろしくお願います。



### 5月5日 シーメイトこどもまつり

5月5日の子どもの日、シーメイトこどもまつりが開催されました。スキッズもスタンダラリーに参加し、74人の子どもたちが、ゴルフゲームに挑戦してくれました。参加した子ども達にスキッズのキャラクターのお面かしおくりをプレゼントしました。



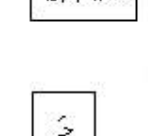
どんな人が相談にのってくれるのか、気になるませんか？ イラストでスキッズのメンバーを紹介します。



おおぐし



いたい



笑学の発生  
植入発生



弁護士安原発生



たかつ



カウンセラー  
いぶき発生

スキッズの相談員です。

救済委員の発生発です。

シーメイトのスキッズをのぞいてみませんか？相談がない時間は、スキッズで遊ぶこともできます。

# スキッズ便り

志免町子ども権利相談室

VOL.17  
H29.7

志免町総合福祉施設  
シーメイト内  
〒811-2202  
福岡県糟屋郡  
志免町大字志免 451-1



携帯からも

アクセスできるよ

【開室日時】  
火・木

13:00～19:00 土 10:00～17:00  
祝日はお休みです



0120-928-379 (相談専用)

# きゅうせいいいん じんけんきょういくこうえん 救済委員の人権教育講演 ( 中学 1 年生対象 )



昨年、 中学 1 年生を対象に、 子どもの権利救済委員による人権教育講演を行いました。

## 安原救済委員の人権教育講演



(志免 中)



昨年度 11 月、安原救済委員 (弁護士) が、志免 中 の 1 年生を対象に人権教育講演を行いました。弁護士のパワッソを見せいただき、ひまわり→自由と正義 秤→公正と平等の意味があることを教えていただきました。

法曹上セーワフアクトワのミニクイズをして、身近な事例をもとに、ネットへの書き込みについて、書き込んだ人と書かれた人、それぞれの立場に分かれて意見を出し合いました。

「軽い気持ちでブログや LINE などに書き込んだことが全世界に発信して広がってしまうことで、相手を罵つけ人格を侵害する事になり犯罪 (侮辱罪・名誉棄損罪) と評価される場合もある」ととえ匿名であっても犯罪に該当するときは、警察はだれが書いたか特定できる」インターネットは、気軽に使えるが、書き込む人は自分の発言に責任を持つ」という事、表現の自由はあるが、使い方を間違えると犯罪に発展することがあるので気を付けましょうと話されました。

生徒のみなさんのアンケート回答では、「子どもの人権で『あなたの人生はあなたが歩いていい』、というのがいいなあと思いました。」「子どもにもいろいろな権利があって、義務教育は子どもではなくって大人にあることを知りました。」といった感想が多くみられました。

## 園入救済委員の人権教育講演



(志免 中)



昨年度 12 月、園入救済委員 (大学准教授) が、志免中の 1 年生を対象に人権教育講演を行いました。「みなさんは、幸せに生きる権利があり、その権利を保障するのが志免町子どもの権利条例です。これは、今から 10 年前、志免町の子どもの幸せを願って作られた大人と子どもの約束です。」という話をされました。条例の前文の大切な意味を皆で考えてみました。また、「幸せって何だろう?」「幸せがずっと続く?」について意見を話し合いました。

第 7 条：安心して生きる権利：子どもは安心して生きることが出来る。

第 8 条：自分らしく生きる権利：自分の考えをしっかりと持つて生きることが出来る。

第 9 条：意見表明や参加する権利：大人は子どもの意見を尊重する。

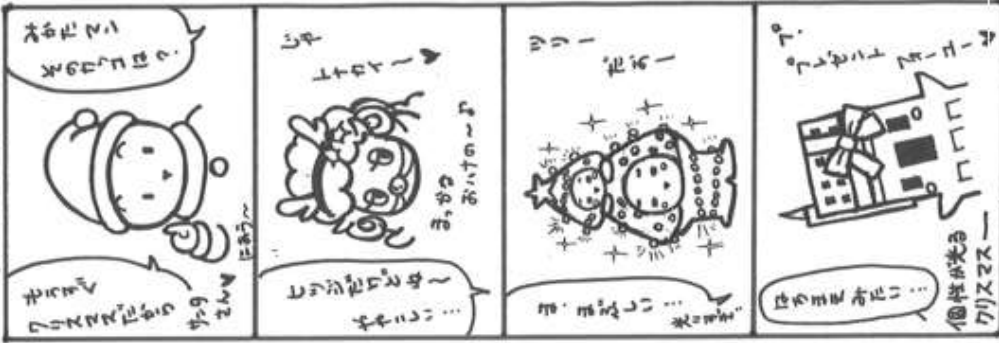
についても分かりやすく話をされました。

「志免町の子どもの権利を大人が保証しています。あなたが、嫌な思いをしたときは、抱え込まずに誰かに相談して下さい。相談できる相手がいなければ、スキップ (SKIPS) に話して下さい。」

生徒のみなさんのアンケート回答では、「志免町にすんでいる私達は、とても大事にされている事が分かりました。九州で一番最初に子どもの権利条例が作られたのは志免町だったことに驚きました。」「大人は、とても自分達を気にかけてくれているのがわかったので、何かあった時は、身近な大人やスキップに相談したいです。」「幸せは課題を乗り越えた時に味わえると知りました。」といった感想が多くみられました。



クリスマス



by かむやん

ちろすぐ待ちに待ったクリスマス。  
みんなそれぞれ個性が光ってとっても  
すてきクリスマスたのしんでね。  
サンタさんプレゼント待ってま〜す♪

子どもの権利フェスタ

11月19日(日)に志免町子どもの権利フェスタ2017がありました。

今回は志免町子どもの権利条例施行10周年で第1部は子どもの権利かるた大会(町立4小学校の代表)、第2部は荒牧重人教授の講演とシンポジウムが行われました。



志免町文化祭

11月5日(日)志免町役場駐車場で開催された文化祭が行われました。スキッズも行事に参加しました。スキッズを知ってもらうための展示と魚釣りや編み物のゲームをしました。多くの子ども達がチャレンジして、スキッズのカードやお面作りなどのプレゼントを言っていました。



愛休み チャレンジ広場

夏休み、町内の小学校のチャレンジ広場に行きました。スライドやビデオを使って、権利条例のお話やスキッズの紹介をしました。子ども達は「こんなのしっぽ」の絵本と「いいめはぜったいわるい！」のビデオを熱心に視聴していました。



「相談室スキッズってどんなところ？」

志免町の子どもたちの権利に関するどんな相談でもできるように、相談室スキッズができて10周年になります。スキッズは、ホームページの中にもあります。来室や電話での相談を受け付けています。(相談は無料です) 相談室をもっと身近に感じてもらうために、相談がない時は、子どもたちにも開放しています。平成28年度は、692人が来てくれました。相談員とウノ、トランプ、ボードゲーム、オセロ、ぬり絵等をして、楽しく過ごしています。安心してできる場所なので、気軽に足を運んでみてください。

相談室です。来てみてね



携帯からもアクセスできるよ

# \*\*\*\*\* 平成29年度 中学生アンケート結果 \*\*\*\*\*

平成29年9月実施 回答人数 1273人

\*\*\*\*\* 協力ありがとうございました。 \*\*\*\*\*

## ～記述回答の質問にお答えします～



・この相談室SK2S（スカイ）は、何年前にできましたか？  
今年で10周年になります。  
子どもの権利相談室は愛称を公募して、「スキップ」に決定しました。

・どんな相談もつけてくれますか？

もちろん、どんな事（悩み等）でもいいですよ。  
子どもだけで来てもらい、名前を言わなくても相談できます。  
話をしたことで、あなたが困ったことにならないように、ちゃんと気をつけます。だから心配しないで、どうか勇気を出して、私たちに教えてくださいね。

・おやに内話で来てもらいたいほうがいいですか？

もちろん大丈夫ですよ。

・勉強ができません？

どうしてできないのかな、原因は？学校？家庭？友だち？一緒に考えたいので、一度スキップに来てくださいね。

・相談する人はいるのですか？どれくらいですか？

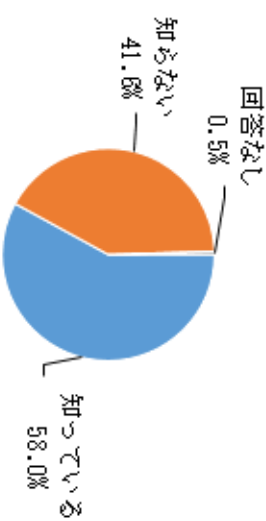
困っている子どもたちは、相談に来ています。  
話をするだけで、気持ちか軽くなるかもかもしれませんね。

58.0%の中学生がスキップを「知っている」と答えています。

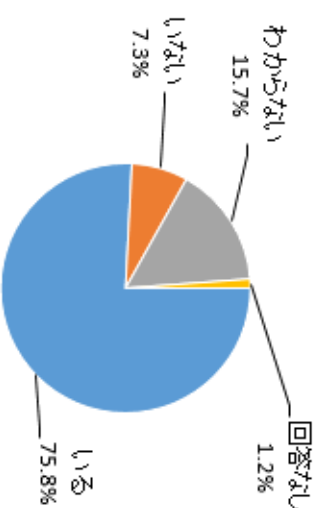


相談相手がいる人は全体の75.8%です。

質問3：「志免町子どもの権利相談室SK2S（スキップ）」を知っていますか？

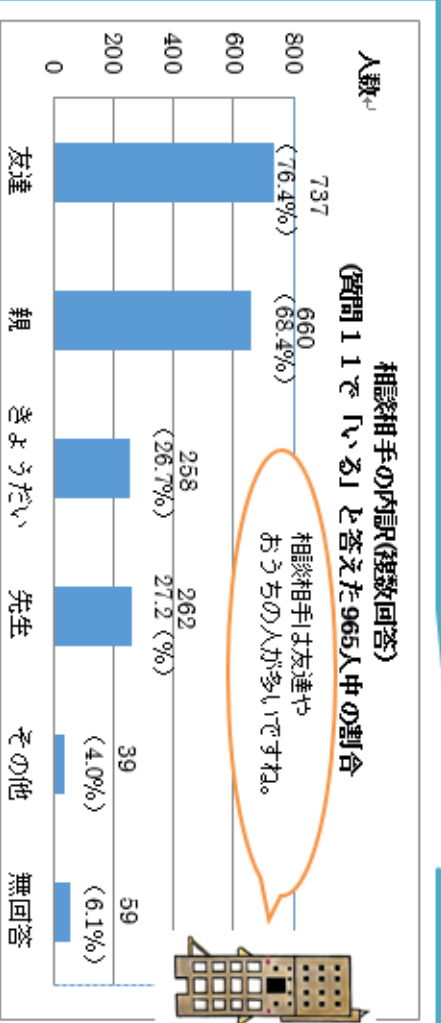


質問1：あなたが困ったり困っていたりしている時に相談できる人がいますか？



### 相談相手の内訳(複数回答)

(質問11で「いる」と答えた965人中の割合)



相談相手は友達やおうちの人が多いですね。



相談相手が「いる」という人は心強いですね。  
悩みはひとりでかかえこまないで、だれかに話すことが大切です。  
すっきりと気持ちを整理できたりします。  
もしも誰にも話せなくて困ったとき、「志免町にはスキップもある」ということを思い出してもらえたらいいな...と思います。



志免町子どもの権利相談室 SK<sup>2</sup>S (スキッズ)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時  
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時  
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1  
志免町総合福祉施設シーメイト内  
TEL : 092 - 935 - 1750